

第 2 期
島本町地域福祉計画

平成 21 年 3 月

島 本 町

はじめに

近年の急激な少子高齢化や地域の連帯感の希薄化、経済情勢の悪化等に起因する社会状況の変化、福祉施策の転換などにより、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、住民の生活スタイルや価値観、ニーズは多様化、複雑化する一方で、地域における多様な福祉・生活課題を公的サービスだけでカバーすることが困難な状況となっており、地域社会を再生する軸として、地域福祉の必要性がクローズアップされています。

本町では、平成 15 年度に『人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり』を基本理念とした島本町地域福祉計画を策定し、関連施策などを通じて地域福祉の推進に努めてまいりました。

本計画では、第 1 期計画の理念を継承し、「多様な生活課題への適切な対応」や「地域福祉による地域社会の再生・活性化」といった視点を新たに踏まえ、「相談支援体制の強化」や「地域における交流と連携の促進」などを重点的な施策の方向性に位置づけるとともに、横断的な取り組みとして「積極的かつ効果的な情報発信・情報提供」を掲げています。

今後も、『人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり』の実現に向けて、住民のみなさまをはじめ、地域の関係機関・団体、事業者と行政が連携を強め、地域の多様な生活課題に対応できる取り組みや仕組みづくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました住民の皆様、さまざまなご意見やご提案を頂きました関係各位、そして、積極的な審議を重ねて頂きました住民福祉審議会委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月

島本町長 川口 裕

目次

第1章 計画策定の背景	1
第1節 地域福祉とは	1
第2節 地域福祉を取り巻く状況	2
1. 地域福祉を取り巻く情勢の変化.....	2
2. 地域福祉を取り巻く国・大阪府の動き.....	4
1) 国の動向.....	4
2) 大阪府の動向.....	4
3. 地域福祉計画のめざすもの.....	5
第2章 計画の基本的な考え方	6
第1節 計画の基本的視点	6
第2節 計画の策定にあたって	8
1. 計画の位置づけ.....	8
2. 計画の期間.....	8
3. 地域福祉圏域のとらえ方.....	8
4. 計画策定の体制.....	9
第3章 計画の展開方法	10
第1節 本町の地域福祉等の現状と課題	10
1. 本町の地域特性.....	10
1) 人口動態.....	10
2) 高齢者の動向.....	12
3) 障害者の動向.....	14
4) 子ども・子育て世代の動向.....	16
5) 地域資源の動向.....	17
2. 第1期計画の関連施策等の状況.....	21
3. アンケート結果にみる本町の地域の生活課題・ニーズ.....	26
1) 現在住んでいる地域について.....	27
2) 地域・近所とのつながりについて.....	28
3) 日常生活における課題等について.....	30
4) 日常生活における課題の解決、地域福祉の推進等について.....	32
4. 今後の課題.....	34
第2節 計画の基本理念と基本目標	36
1. 本町の将来都市像.....	36
2. 計画の基本理念.....	37
3. 計画の基本目標.....	38

第4章 地域福祉の推進方策	39
第1節 施策の体系	39
第2節 施策の展開	40
基本目標1 いきいきと暮らしていけるまちづくり.....	40
1) 地域における生活課題やニーズの発見・把握のための相談支援体制の強化.....	40
2) 支援が必要な人への総合的なサービス提供のための体制強化.....	41
3) 福祉サービスに関する積極的・効果的な情報提供.....	42
4) 福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護.....	44
基本目標2 支え合うまちづくり.....	45
1) 地域における交流と連携の促進.....	45
2) 小地域ネットワーク活動の推進.....	46
3) 地域における福祉活動等への積極的な支援.....	48
基本目標3 安全で安心して暮らしていけるまちづくり.....	49
1) 地域での緊急時・災害時の援助・救援体制の強化.....	49
2) 地域における福祉活動等の担い手の確保と育成.....	50
3) 住みやすい生活環境の整備.....	51
基本目標4 個人を尊重するまちづくり.....	52
1) 人権啓発の推進.....	52
2) 福祉教育の推進.....	53
3) 福祉意識の醸成・向上.....	54
第3節 計画の推進及び進捗管理・評価	55
1. 計画の推進.....	55
1) 庁内推進体制の整備・強化.....	55
2) 地域住民や関係機関・団体等との連携.....	55
3) 大阪府や国との連携の強化.....	55
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	56
参考資料	57

第1章 計画策定の背景

第1節 地域福祉とは

本町の地域福祉計画を推進するうえでの基本概念である「社会福祉」と「地域福祉」について整理すると、次のとおりです。

社会福祉 「社会福祉」とは、個人や家族などパーソナル（個人的）な取り組みだけでは解決できない生活上の問題・課題の緩和・解決を社会的に行うための取り組みの総称です。

福祉サービスは、高齢者や障害のある人など対象者が限定される場合が多くなっていますが、近年、そのような対象限定的な福祉から全住民を対象とする福祉という視点に変わりつつあります。

地域福祉 福祉は、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉などに代表されるように、それぞれの対象者に主眼を置き、必要な福祉サービスを提供することを目的としています。

一方、「地域福祉」は自分たちが住む「地域」という場所に主眼を置いたものであり、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての住民が地域においていきいきとした生活が送れるよう、地域住民・事業所・行政等が協働し、ともに支え合うしくみをつくっていくことです。

第2節 地域福祉を取り巻く状況

1. 地域福祉を取り巻く情勢の変化

少子高齢化の進行と従来の安心のシステムの変容

我が国の少子高齢化は他の先進諸国に例をみないスピードで進行しており、出生率が仮に今後上昇したとしても、新たに生まれる人口は平成42年(2030年)までは制度の支え手としては期待できず、担い手の大幅な減少の中で、大幅に増える高齢者に対する福祉を支えていかなければなりません。

同時に、高齢者のひとり暮らし世帯の数は、平成17年の387万世帯から平成42年には717万世帯と、2倍近くに増加すると推計されており、生活リスクに対して脆弱な世帯の増加を示しています。

現在の高齢者・障害者・児童を対象とする給付の中核である介護保険給付費・自立支援給付費・措置費の合計額の中で、7割以上が介護保険給付費となっていることをみても、公的な福祉サービスだけで要援護者への支援をカバーすることは困難であるといわざるを得ません。

また、これまで安心のシステムとして機能してきた、家族内の助け合いと企業の支えについても、少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加、引きこもりなど家族内の連帯の弱まり、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加、若年層の雇用情勢の悪化、企業の経費削減などが進む中で、これまでのような支えは期待できなくなってきています。

地域社会の変化

高度成長期における工業化・都市化の中で地域の連帯感が希薄化し、さらに成熟社会を迎える中で、これまでのような地域の活力を期待することも難しい状況にあります。

人々の移動性や流動性が高まり、個人主義的傾向も強まる中で、「ご近所」の人間関係が形成されず、地域の求心力の低下を招いています。

特に、大都市においては、オートロックのマンションに民生委員児童委員が入れないという状況もあるように、地域社会の支え合う関係の脆弱化が著しい状況にあります。

一方、中山間地域(平野周辺から山間部に至る、まとまった耕地が少ない地域)

においては、若年層を中心とした人口流出により地域社会の構成員が減少し、特に限界集落（過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落）のようなところでは、地域社会の維持さえ難しい状況となっています。

地域で求められていること

地域社会が弱体化する中で、大規模地震など自然災害にどのように対処し、犯罪や事故をどのように防ぐかなど、「安全・安心の確立」が住民の大きな関心事となっています。

また、子育てのために地域がまとまることが難しくなっており、子育て世代には地域で相談できる人がおらず、子育て不安を持っている人も多くなっています。さらに、若年層が地域に受け入れられず、居場所がないという状況もあり、次代を育む場として地域社会を再生することが強く求められています。

住民の自己実現の高まりと地域参加

地域における活動に参加することを通じて、自己実現や自己啓発を果たしたいという住民の意欲が高まっています。

特に、今後、さらに団塊の世代が退職し、職域を中心とした生活から地域を中心とした生活を送る人が急増してきます。今まで仕事を通じて充実感や達成感を得てきた住民の自己実現意欲が、今後は地域活動に向けられるケースも増えることが考えられます。

平成7年の阪神・淡路大震災以来、ボランティア活動の重要性が認識され、ボランティア活動を通じて社会に参加し、自己を実現したいと考える人が増えてきました。全国の社会福祉協議会が把握しているボランティア数はこの10年間で約1.5倍になり、内閣府の調査によれば、今後NPOやボランティアに参加したいと考えている人は5割を超えています。

2 . 地域福祉を取り巻く国・大阪府の動き

1) 国の動向

国は、平成 19 年 8 月 10 日付けの通知において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画において盛り込むよう求めています。

また、平成 20 年 3 月末には、これからの地域福祉のあり方に関する研究会の報告書において、今後の地域福祉の意義や役割として、

- ・地域における新たな支え合い（共助）を確立する
- ・地域の生活課題に対応する
- ・住民が主体となり参加する場
- ・地域における様々なネットワーク（近隣関係、地縁団体（自治会・町内会等））と機能的団体（NPOやボランティア等）との関係、行政や事業者・専門家と住民との関係）の構築

などが挙げられています。

さらに、同報告書では、地域福祉を推進するために必要な条件やその整備方策などを以下のように提示しています。

- ・住民主体を確保する条件があること
- ・地域の生活課題発見のための方策があること
- ・適切な圏域を単位としていること
- ・地域福祉を推進するための環境
- ・核となる人材
- ・市町村の役割（総合的なコミュニティ施策の推進、公的な福祉サービス提供と地域福祉活動の基盤整備、財源の確保など）

2) 大阪府の動向

大阪府は、第 1 期大阪府地域福祉支援計画の取り組み期間（平成 15～20 年度）の終了を迎え、「地域福祉のセーフティネットの確立（地域における見守り・発見・つなぎ機能など）」「市町村支援（市町村の地域福祉の推進を支援するための取り組みなど）」「地域福祉の担い手づくり（民生委員児童委員、福祉従事者、社会起業家の育成支援など）」「地域での自立生活を支える福祉基盤づくり（社会福祉協議会、権利擁護、身近な相談窓口など）」を重点課題として、第 2 期大阪府地域福祉支援計画の策定を進めています。

3 . 地域福祉計画のめざすもの

地域福祉計画は、上記のような社会状況などを背景に、障害の有無や性別、年齢などに関係なく、個人が人として尊厳をもって、家族や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう、自助・公助・共助があいまって、支え合い、助け合うしくみづくりをめざすものです。

また、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、住民相互やボランティア、NPO、地域組織・団体など多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題に対応する「新たな支え合い」としての共助の確立とともに、多様な生活課題に対応できるしくみづくりをめざします。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本的視点

第1期島本町地域福祉計画は平成16年度から平成20年度までの5か年計画であることから、平成21年度以降の地域福祉の推進に向けて、現行計画の見直しによる第2期計画の策定が必要となります。

そこで、社会情勢の変化や国及び大阪府の動向、第1期計画の関連施策等の状況や地域の実情などを十分加味し、本町において効果的に地域福祉を推進するため、第1期計画の基本理念や基本目標などを継承しつつ、以下の視点を踏まえて第2期島本町地域福祉計画を策定します。

住民参加と多様な主体のパートナーシップ

- ・地域福祉の推進にあたっては、「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、行政と地域住民、民間の福祉団体やボランティア、地域組織・団体など地域を構成する人々が適切な役割分担とパートナーシップが基本となります。
- ・地域住民、民間福祉団体やボランティア、地域組織・団体などが担い手となって地域の生活課題などに対応する「新たな支え合い」(福祉コミュニティ)の形成が大きな鍵となります。
- ・地域住民をサービスの対象者としてのみとらえるのではなく、自らが主体的に福祉システムを立案・運営・評価する地域福祉の担い手と位置づけるとともに、情報共有や活動の拠点づくり、人材の確保・育成などを進めます。
- ・本町は、地域住民が健康で文化的な生活を送るためのセーフティネットに行政として最終的な責任をもつとともに、公的な福祉サービスの提供・利用促進、地域福祉活動の基盤整備などを進めます。

利用者本位の総合的福祉サービスの確立

- ・福祉サービスは利用者本位の考え方に立ち、利用者のニーズ等に対応するサービス提供の総合化・効率化を図るとともに、福祉サービス等への利用のアクセスが阻害されないような体制を確立する必要があります。

- ・利用者が自らの意思でサービスを選択・利用することで自立した生活が送れる、情報提供や相談機能、ケアマネジメント、苦情解決など安全・安心できるしくみを整備し制度の利用を支援します。

多様な生活課題への適切な対応

- ・地域の生活課題は多様であり、保健・医療・福祉分野のみならず教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活に関連する多岐の分野に幅広く対応するためには、従来の縦割り制度や運営を是正し、暮らしのあらゆる場面で起こりうる生活課題に対応する総合的なコミュニティ施策を展開する必要があります。
- ・幅広い生活課題に対応するためにも、地域の生活課題を的確に発見・把握するためのしくみづくりや、あらかじめ対象や課題などを限定するのではなく生活課題に対して柔軟に対応できる多様なメニューづくりや体制整備を進めます。
- ・住民が近隣のちょっとした変化に気づき、それを解決すべき課題として共有し解決したり、専門家や行政等に通報し公的な福祉サービスにつなげるなど重層的なネットワークにより生活課題の予防・早期発見・早期対応ができるシステムの構築が必要です。

地域福祉による地域社会の再生・活性化

- ・地域住民が主体的に参加する地域福祉の取り組みは、福祉をテーマとした地域づくりと考えることができ、地域住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のため協働することは、地域において人々のつながりを強化し、地域の活性化にもつながります。
- ・地域住民が主体的に参加・参画できる地域福祉や地域づくりの取り組みを推進するとともに、参加・参画しやすい環境整備にも努めます。

「地域住民」の定義

本計画で明記する「地域住民」とは、性別や年齢、障害の有無、生活状況等に関係なく、本町に暮らすすべての住民のことをさします。また、介護保険や障害者、児童を対象としたサービスなど、様々な事業者が本町においてサービスを提供していますが、そのようなサービスを利用するだけでなく、各々の役割や能力などに応じて、サービスを創造し提供する立場に立ち、地域福祉を広く推進する住民です。

第2節 計画の策定にあたって

1．計画の位置づけ

本計画は、第1期島本町地域福祉計画を見直し、引き続き、第3次島本町総合計画を上位計画として、地域福祉を推進するための基本的理念及び指針を定めるものです。

福祉分野の計画としては、高齢者・障害のある人・子どもや子育て世代など対象者ごとに分野別の計画が策定されていますが、地域福祉計画は、これらの計画を地域福祉の視点から総合化するものであり、対象者や分野にかかわらず、福祉の観点から住民の生活支援をめざす基本計画となります。また、地域における総合的な生活支援を図るため、教育をはじめ、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活に関連する分野との連携を図りながら推進します。

2．計画の期間

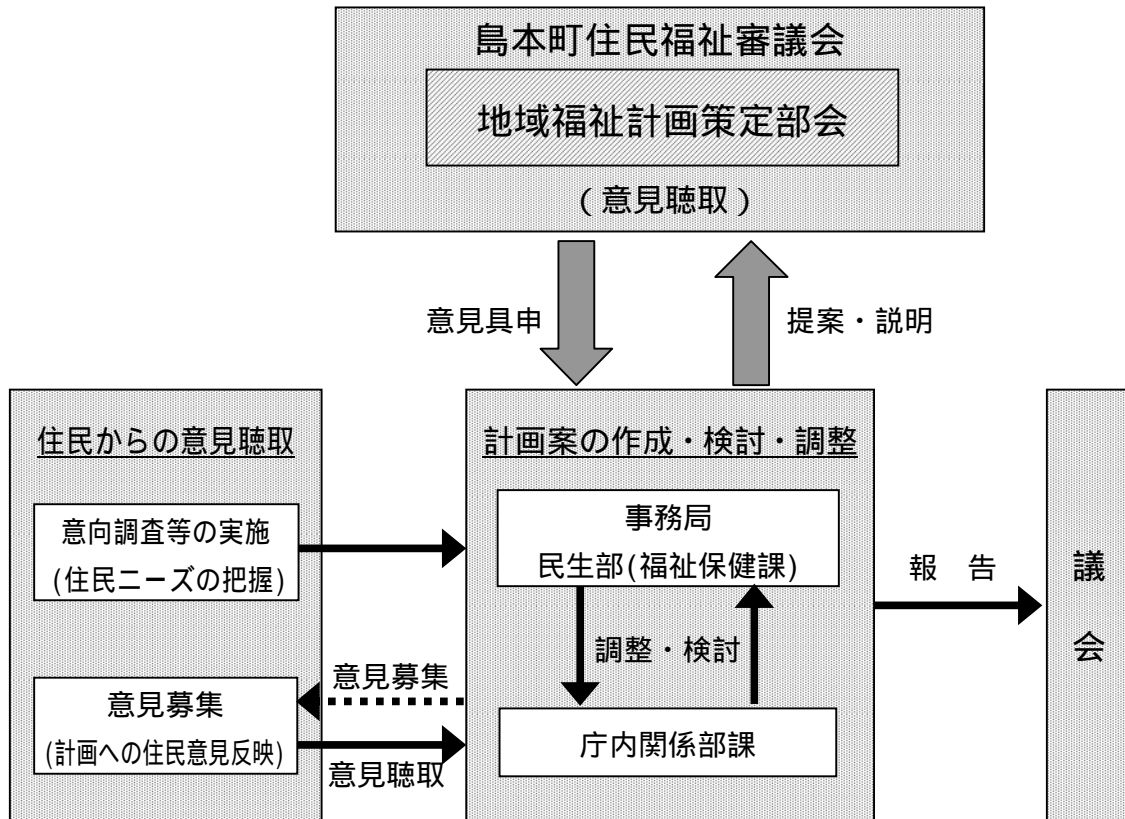
本計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5か年とし、毎年度、計画の進捗状況に対する検証・評価を行い、必要に応じ見直します。

3．地域福祉圏域のとらえ方

この計画の対象区域は、普段の暮らしで行動する範囲で日常生活を送っていく上で必要な施設が充足されていることと、その地域の状況に応じて柔軟に対応できる区域でなければならないことから、引き続き、この地域福祉の取り組みの最小単位は小学校区域とします。

4 . 計画策定の体制

本計画については、以下の体制で策定作業を進めました。



第3章 計画の展開方法

第1節 本町の地域福祉等の現状と課題

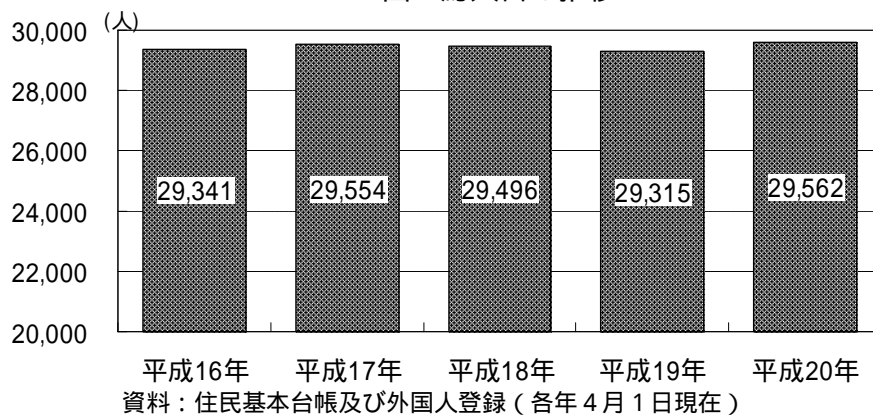
1. 本町の地域特性

1) 人口動態

(1) 総人口の推移

総人口については、平成17年の29,554人から微減傾向となっていました、平成20年に増加に転じて29,562人となっています。

図：総人口の推移

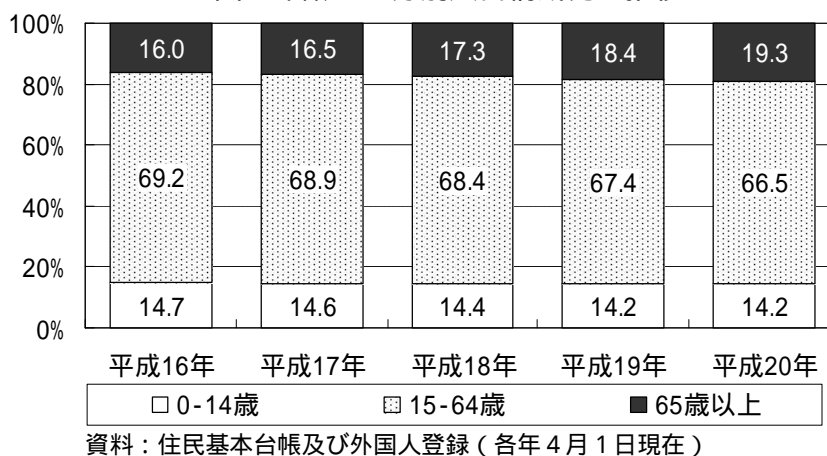


(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比については、平成16年から平成20年にかけて、0～14歳の年少人口は14.7%から14.2%と0.5ポイント減少しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は16.0%から19.3%と3.3ポイント増加しており、本町においても少子高齢化が進行していることがわかります。

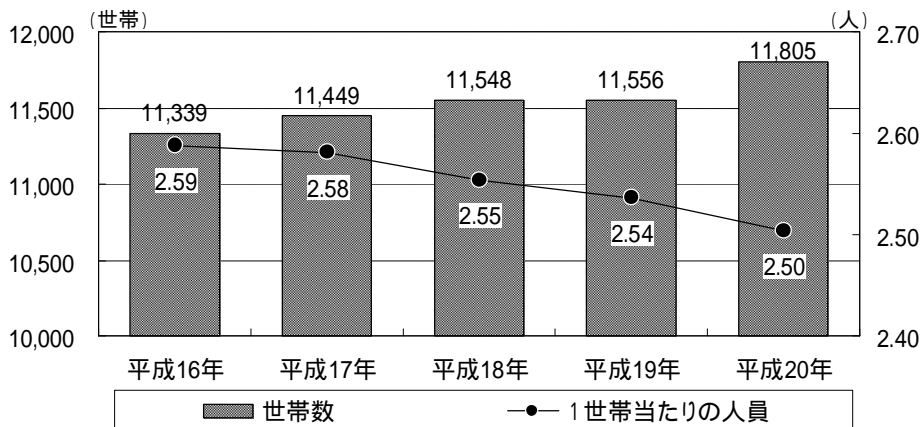
図：年齢3区分別人口構成比の推移



(3) 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

世帯数は増加傾向にあります。一方、その一方で1世帯当たりの家族数は、平成16年の2.59人から平成20年には2.50人と減少傾向にあり、このことから核家族化が進んでいることがうかがえます。

図：世帯数と1世帯当たりの人員の推移

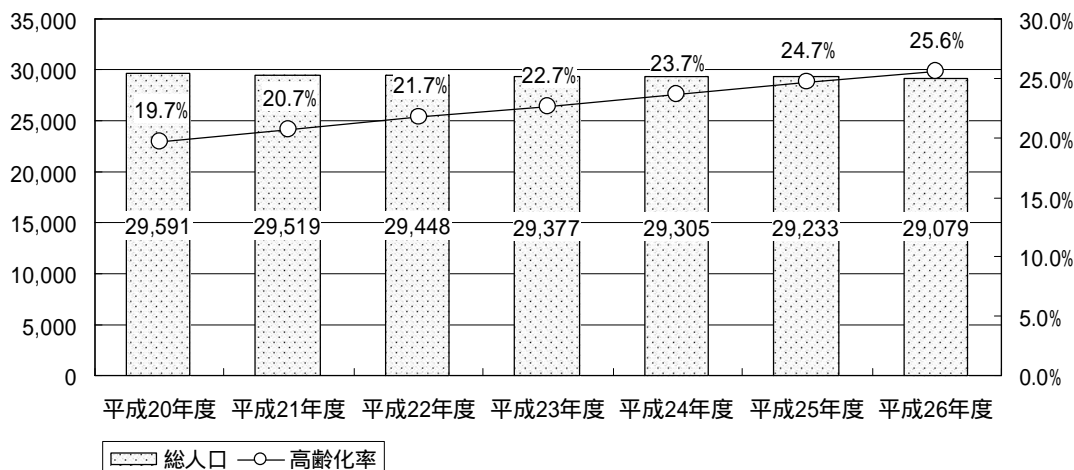


資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日現在）

(4) 人口推計

人口推計については、コーホート要因法を用い、平成21年度から平成26年度までを推計しました。その結果、平成20年度（平成20年9月末）の高齢者人口は5,833人の高齢化率19.7%が、以後高齢者数は毎年増加し、平成26年度で7,449人の高齢化率25.6%になると予測されています。

図：人口推計

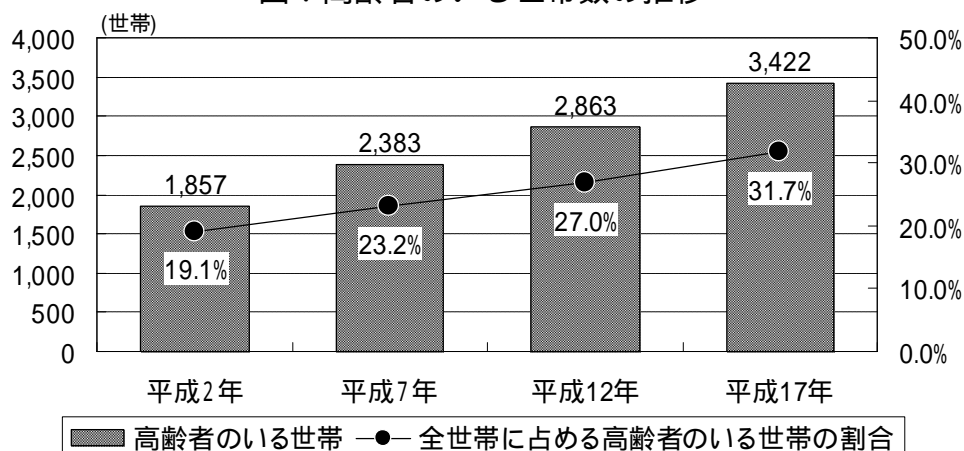


2) 高齢者の動向

(1) 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯（高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者その他の世帯）の数については、平成2年に1,857世帯が平成17年には3,422世帯と、全世帯数の増加や高齢化の進行により、増加傾向にあります。また、全世帯に占める高齢者のいる世帯の割合についても、平成2年には19.1%が平成17年には31.7%と12.6ポイントも増加しています。

図：高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

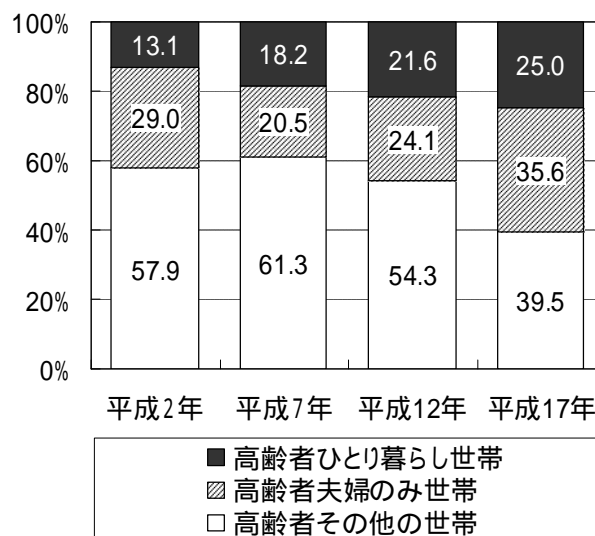
(2) 高齢者のいる世帯の形態別構成比の推移

高齢者のいる世帯の形態別構成比の推移については、平成2年から平成17年にかけて、高齢者のひとり暮らしは13.1%から25.0%と11.9ポイント増加しています。

また、高齢者夫婦だけの世帯についても6.6ポイント増加しており、全体では高齢者だけの世帯が大きく増加していることがわかります。

一方、平成17年において、高齢者ひとり暮らしが占める割合は大阪府（29.8%）を下回っています。

図：高齢者のいる世帯の形態別構成比の推移

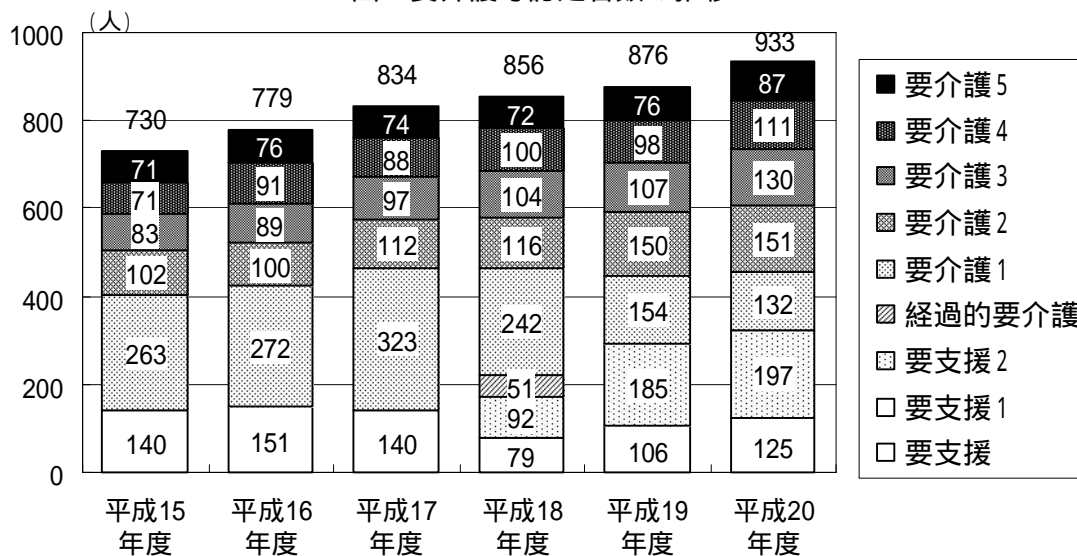


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 介護保険における要介護等認定者数の推移

介護保険における要介護等認定者数の推移については、平成15年から平成20年にかけて、730人から933人と1.3倍程度の増加となっています。また、要介護度別で見ると、軽度者（要支援、要支援1、2、経過的要介護、要介護1認定者）は微増傾向となっており、中度者（要介護2、3認定者）は1.5倍、重度者（要介護4、5認定者）は1.4倍程度増加しています。

図：要介護等認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（平成15～17年度は年度末、平成18～19年度は9月末、平成20年度は6月末データ）

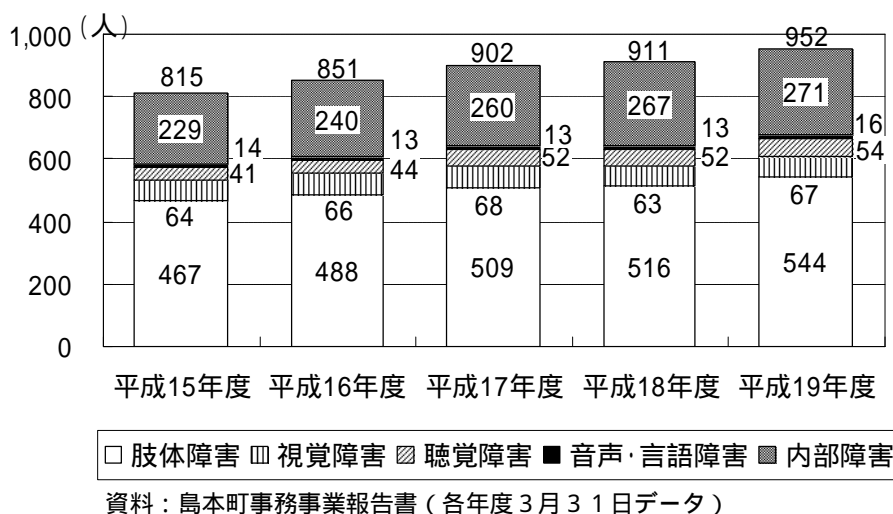
3) 障害者の動向

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成15年度から平成19年度にかけて増加傾向にあります。

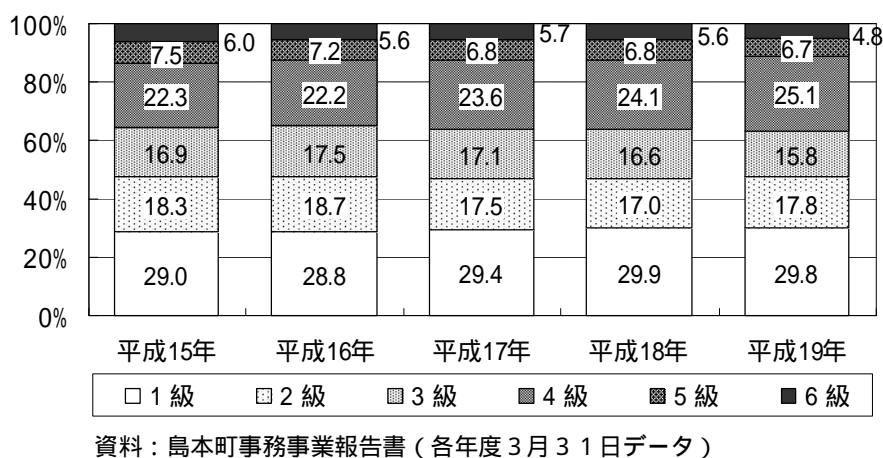
障害種別で見ると、視覚障害と音声・言語障害はほぼ横ばい状態ですが、聴覚障害や内部障害、肢体障害は増加傾向にあります。また、平成19年度では、肢体障害は544人で全体の57.1%を占めており、内部障害271人(28.5%)が続いています。

図：障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



さらに、身体障害者手帳所持者等級構成比の推移をみると、1級及び2級の重度障害者がほぼ半数を占めて推移しています。

図：身体障害者手帳所持者等級構成比の推移

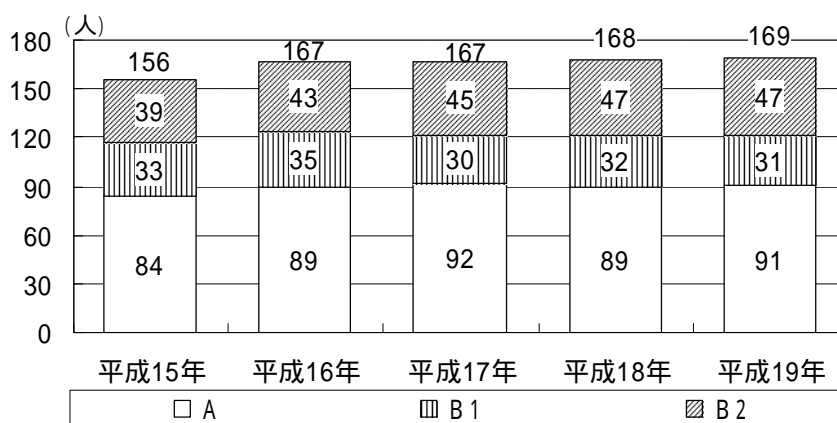


(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成 15 年度から平成 19 年度にかけて微増傾向にあります。

判定別で見ると、B 2 判定は平成 15 年度から平成 19 年度にかけて 1.2 倍程度で増加しており、A 判定や B 1 判定は横ばい状態で推移しています。また、平成 19 年度では、A 判定は 91 人で全体の 53.8% を占めており、B 2 判定 47 人 (27.8%)、B 1 判定 31 人 (18.3%) となっています

図：療育手帳所持者数の判定別の推移



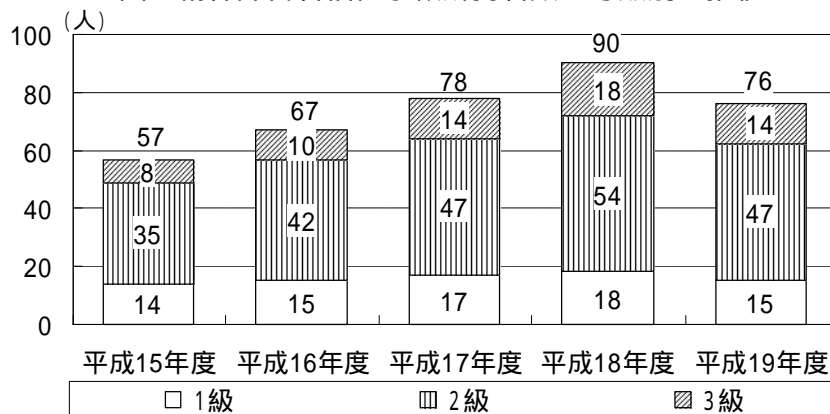
資料：島本町事務事業報告書（各年度 3 月 31 日データ）

(3) 精神障害者福祉手帳所持者数の推移

精神障害者福祉手帳所持者数は、平成 15 年度から平成 18 年度にかけて増加傾向にありましたが、平成 19 年度で減少に転じています。この理由は、平成 20 年 3 月 31 日現在で更新手続きをされていない方がおられることによるものです。

等級別で見ると、すべての等級で全体と同様の傾向が見られます。また、平成 19 年度では、2 級が 47 人で全体の 61.8% を占めており、1 級 15 人 (19.7%)、3 級 14 人 (18.4%) となっています。

図：精神障害者福祉手帳所持者数の等級別の推移



資料：島本町事務事業報告書（各年度 3 月 31 日データ）

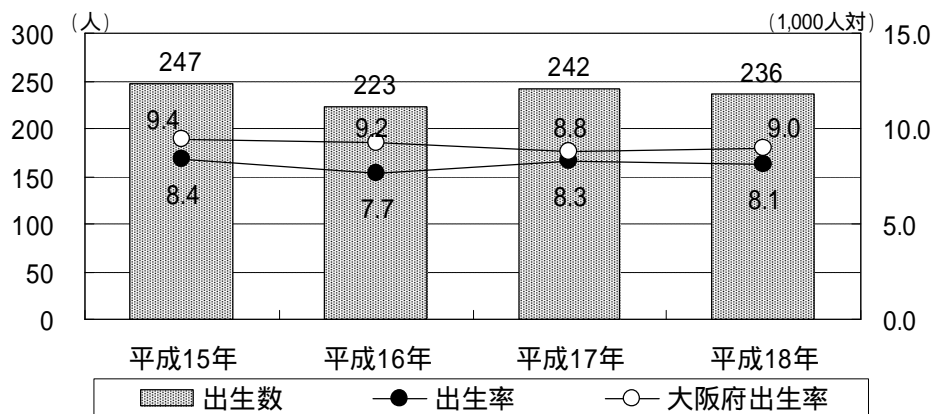
4) 子ども・子育て世代の動向

(1) 出生数と出生率の推移

出生数は、平成15年の247人から微減傾向となっており、平成18年には236人となっています。

出生率（人口1,000人に対する出生数）についても、出生数と同様に微減傾向となっており、平成18年には8.1人となっています。また、平成15年から平成18年にかけては、大阪府の出生率を下回って推移しています。

図：出生数と出生率の推移

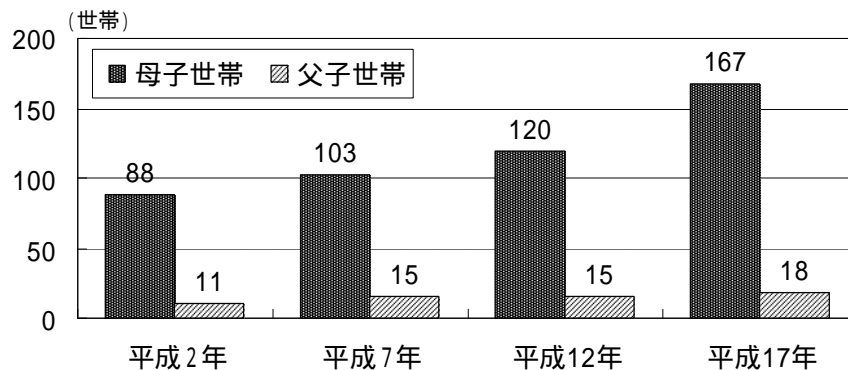


資料：大阪府人口動態総覧

(2) ひとり親世帯数の推移

母子世帯は、平成2年の88世帯が平成17年には167世帯と1.9倍になっており、大きく増加しています。また、父子世帯についても、平成2年の11世帯が平成17年には18世帯と1.6倍に増加しています。

図：ひとり親世帯数の推移



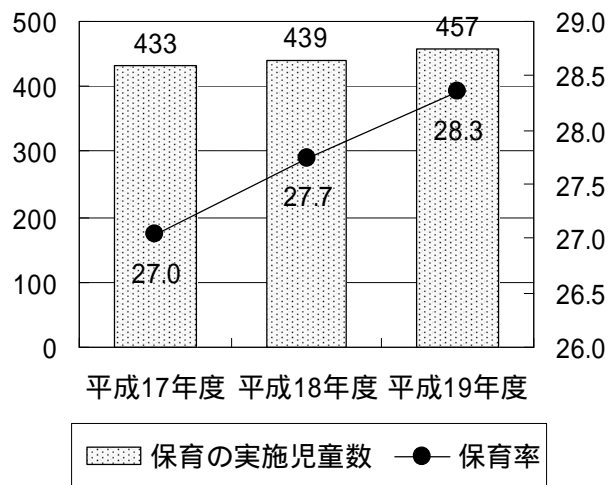
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 保育の実施児童数と保育率の推移

保育の実施児童数については、平成17年で433人が、平成19年には457人と増加しています。

また、保育率（就学前児童数（0～5歳児の人数）に占める保育の実施児童数の割合）をみると、平成17年の27.0%が平成19年には28.3%となっています。

図：保育の実施児童数と保育率の推移



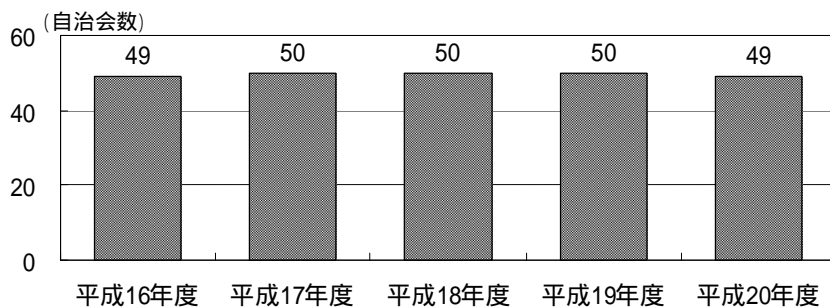
資料：島本町事務事業報告書（各年度3月1日データ）

5) 地域資源の動向

(1) 自治会

自治会数は、平成16年度の49自治会から横ばい状態となっており、平成20年度でも49自治会となっています。

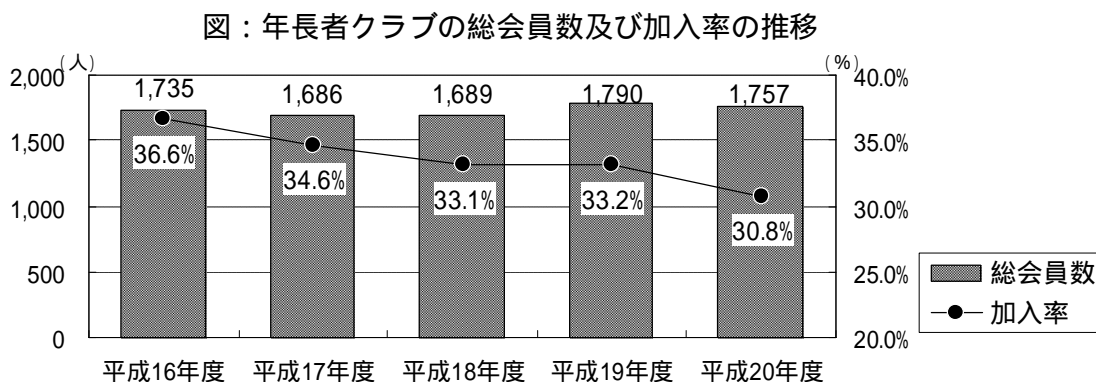
図：自治会数の推移



資料：島本町総務部（各年度4月1日データ）

(2) 年長者クラブ

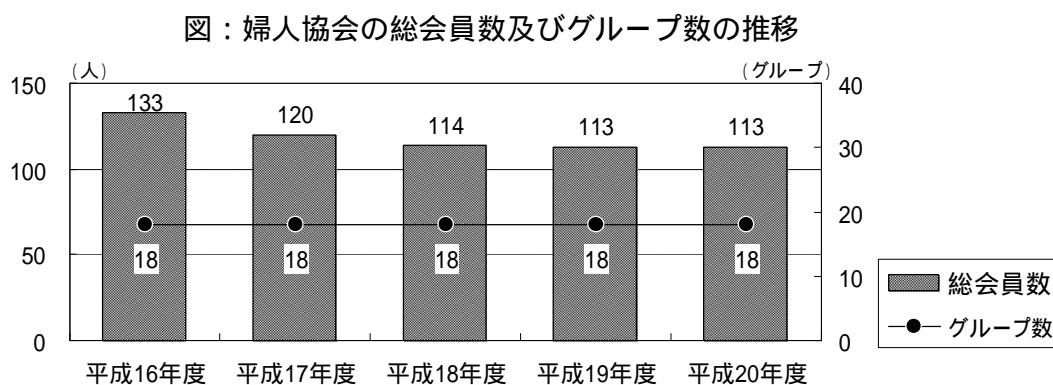
年長者クラブの総会員数は、平成16年度から横ばい状態となっており、平成20年度では1,757人となっています。しかし、本町における高齢者人口は増加傾向にあるため、年長者クラブの加入率（高齢者人口に占める年長者クラブの総会員数の割合）は、平成16年度で36.6%だったものが、平成20年度には30.8%と4年間で6ポイント程度減少しています。



資料：島本町民生部（各年度4月1日データ）

(3) 婦人協会

婦人協会のグループ数は、平成16年度から平成20年度では18グループと、変化はありません。しかし、総会員数については、平成16年度に133人が減少傾向にあり、平成20年度には113人となっています。



資料：島本町教育委員会事務局（各年度4月1日データ）

(4) 民生委員児童委員

平成20年4月1日現在、本町においては49人の民生委員児童委員、4人の主任児童委員が選任されており、241世帯に1人の割合となっています。

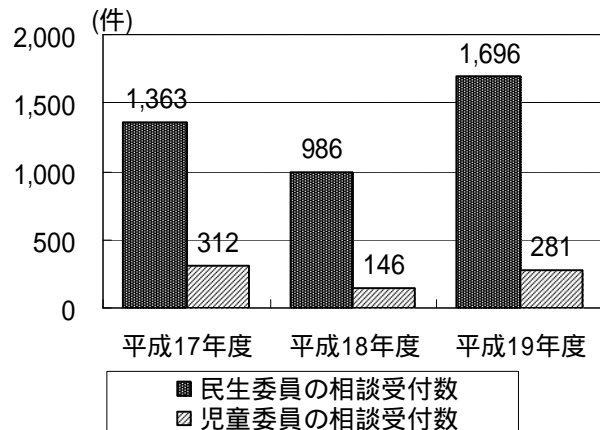
表：民生委員児童委員、主任児童委員の状況（平成20年4月1日）

地区名	民生委員児童委員数	主任児童委員数
第1地区	7人	1人
第2地区	19人	1人
第3地区	11人	1人
第4地区	12人	1人
合計	49人	4人

資料：島本町民生部

民生委員児童委員の相談受付数について、平成17年度から平成19年度の推移を見ると、民生委員としての相談受付件数は増加しており、平成19年度で1,696件となっています。一方、児童委員としての相談受付件数は若干減少して、平成19年度で281件となっています。

図：民生委員と児童委員の相談受付数

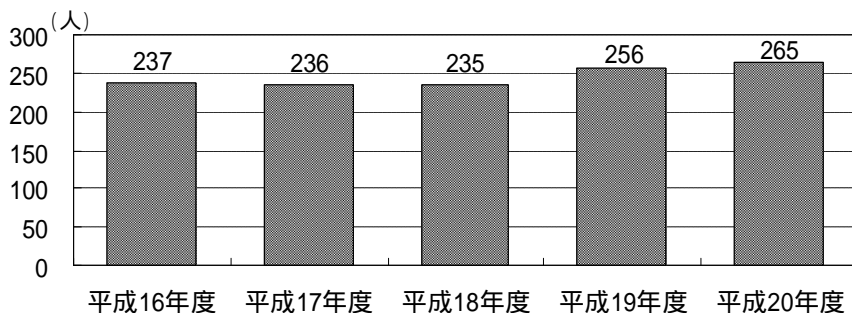


資料：島本町事務事業報告書

(5) 地区福祉委員

地区福祉委員数は、平成16年度で237人が、平成20年度では265人と増加しており、45世帯に1人の割合となっています。

図：地区福祉委員数の推移



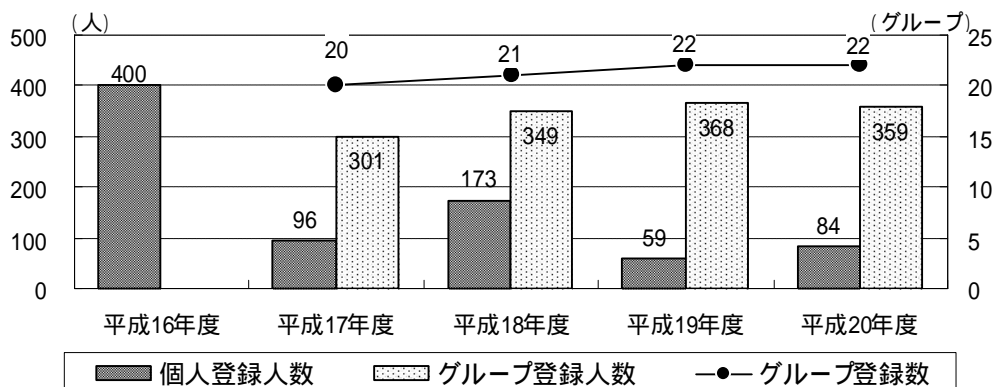
資料：島本町社会福祉協議会（各年度4月1日データ）

(6) ボランティア

ボランティアセンターへの登録の状況を見ると、グループ登録数は横ばい傾向にあり、平成20年度では22グループとなっています。また、グループ登録人数(グループ登録したグループに所属しているボランティアの人数)は増加傾向にあり、平成17年度で301人が平成20年度では359人となっています。

一方、個人登録人数については、平成16年度から平成17年度にかけて、グループ登録制がスタートし、個人登録からグループ登録への切り替えが多かったため、400人から96人と大きく減少しています。また、平成18年度から平成19年度には個人登録について継続の意思確認等登録の方法が変更になったため、173人から59人と大きく減少していますが、平成20年度には84人と増加しています。

図：ボランティアセンターの登録状況の推移

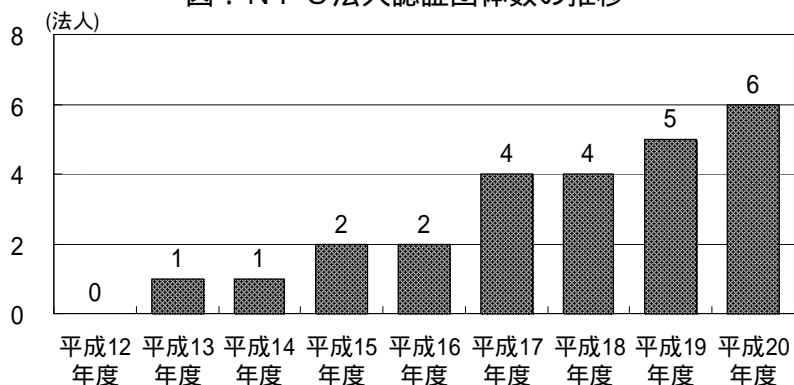


資料：島本町社会福祉協議会（各年度4月1日データ）

(7) NPO法人認証団体

本町に拠点を置くNPO法人認証団体については、団体数は増加傾向にあり、平成20年度(10月現在)には6団体で、様々な分野の活動を展開しています。

図：NPO法人認証団体数の推移



資料：内閣府NPOポータルサイトNPO検索より算出

2. 第1期計画の関連施策等の状況

第1期地域福祉計画の施策の体系に沿って、関連施策の実施状況を整理しました。

基本目標	取り組みの方向	関連施策等の実施状況
1 いきいきと暮らしていけるまちづくり	支援の必要な人の生活課題・ニーズの発見・把握のしくみづくり	<p>地域包括支援センターの設置やコミュニティソーシャルワーカーの配置促進などを進め、身近な地域での福祉に関する相談機能の充実を図りました。</p> <p>民生委員児童委員や主任児童委員、地区福祉委員、ボランティア、自治会等が連携し、地域における生活課題や住民の福祉ニーズの把握に努めるとともに、相談体制を整備しました。</p> <p>専門職（家庭児童相談員、母子自立支援員、生活保護相談支援員等）による相談窓口の設置や各分野に対応する個別の相談、役場における昼休み窓口相談など役場の相談・支援体制の充実を図りました。</p>
	地域住民・行政・サービス事業者の協働によるサービス提供体制づくり	<p>年長者サービス調整チーム会議を開催し、高齢者に関する問題のうち、複雑・多問題ケースなどに対する支援策を検討しました。</p> <p>地域包括支援センターにおいて、サービス事業者や医療機関を含む関係施設、ボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備を進め、高齢者に対する包括的・継続的なケア体制の構築等を行いました。</p> <p>庁内における関係課との連携強化を図るとともに、地域における行政と住民のパイプ役である民生委員児童委員との連携強化に努めました。</p>
	住民に対する福祉サービスに関する情報の提供と活用の支援	<p>広報「しまもと」を活用した各種サービスや制度の紹介、ボランティア養成講座等の関連事業の情報提供や啓発などを進めるとともに、インターネットによる情報提供を進めました。また、ケーブルテレビを通じて、福祉に関する制度・イベント等の紹介などを行いました。</p> <p>障害福祉や介護保険をはじめ、保健・医療・福祉に関するパンフレットや案内冊子を作成し、配布しました。</p> <p>医師会や歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係団体、機関と連携・協力し、保健・医療・福祉等に関する情報の共有化を図りました。</p>

基本目標	取り組みの方向	関連施策等の実施状況
1 いきいきと暮らしていけるまちづくり（前頁続き）	住民に対する福祉サービスに関する情報の提供と活用への支援 （前頁続き）	<p>手話及び朗読奉仕員の養成講座や手話通訳者派遣事業を実施するとともに、パンフレットや冊子等については、点字や外国語、文字の拡大等の工夫を行い、高齢者や特に障害のある人や外国人への情報のバリアフリー化を検討しました。</p> <p>介護保険サービス事業者に対して、WAMNETや介護サービス情報公表システム等を通じたサービスに関する情報の開示を働きかけ、事業者による情報公開の促進を図りました。</p> <p>高齢者や障害のある人がインターネット等を活用して必要な情報を入手できるよう、大阪府ITステーションの利用案内等の情報提供やIT講習会を開催しました。</p>
	福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護	<p>介護保険に関する苦情等については、行政の介護保険担当課と地域包括支援センターが連携し、その対応にあたりました。</p> <p>サービス事業者に対して、第三者評価や事業者の自己評価の実施を働きかけました。</p> <p>日常生活自立支援事業や成年後見制度について、関係機関や関係団体等とも連携し、事業や制度の周知を図るとともに、支援の必要な人を把握し、利用の促進に努めました。</p>
2 支え合うまちづくり	地域を結びつける組織づくり	<p>地区福祉委員会に対する研修会の開催等を進め、地域のプラットフォームの機能を有する地区福祉委員会活動を支援しました。</p>
	小地域ネットワーク活動の推進	<p>社会福祉協議会を本町における地域福祉推進の核と位置づけ、法人運営に対して支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、地区福祉委員会が実施する小地域ネットワーク活動の支援を行いました。</p> <p>地区福祉委員会や民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等と連携し、見守りや助け合いなどの小地域ネットワーク活動を推進することで地域におけるセーフティネットの構築・充実を図りました。</p> <p>個人情報を含む情報の共有については、本人の同意を前提に適切な運用に努めました。また、地域福祉に携わる関係機関、関係者に対する研修を行い、意識の向上を図りました。</p> <p>民生委員児童委員協議会だよりを発行し、その役割や活動内容についての住民への周知を図りました。</p>

基本目標	取り組みの方向	関連施策等の実施状況
2 支え合うまちづくり（前頁続き）	<p>小地域ネットワーク活動の推進 （前頁続き）</p>	<p>生活支援型配食サービス、地区福祉委員会による配食サービス、会食会の実施により、高齢者に対する見守り機能の拡充に努めました。また、小学生の下校時に見守りボランティアによる見守り活動や民生委員児童委員による地域パトロール等を実施し、地域の見守り機能の強化・拡充を図りました。</p>
	<p>地域での緊急時・災害時の救助・救援体制の確立</p>	<p>支援が必要な人などを対象に、緊急通報システムの貸与・給付を行いました。 自主防災会への活動助成を行うとともに、防災資機材等の助成を行いました。また、災害時に備え、自治会・自主防災会と協力し、防災訓練や防災とボランティア訓練を行いました。 社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置するため、ボランティアセンター運営委員会において「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定を検討しました。</p>
	<p>地域住民主体の福祉活動への支援</p>	<p>社会福祉協議会を通じ、ボランティアセンターへの運営助成を行うとともに、登録ボランティアグループに対する活動助成を行いました。また、ボランティアセンターが中心となり「ボランティアだより」を発行し、活動内容の周知や啓発、情報提供を進めることで、地域住民のボランティア活動等を幅広く支援する体制を推進しました。 ボランティアセンターにおいて、個人登録ボランティアの団体登録を開始するとともに、必要に応じて組織化に向けての支援を行いました。また、ボランティア団体間の連絡・連携・情報交換の場として、ボランティア連絡会を立ち上げ、「ボランティアの集い」を開催しました。 ボランティアセンターにおいて登録を推進するとともに、「ボランティア相談」、「ボランティアサロン」を実施し、ボランティアの人材拡充に努めました。 ボランティアセンターにコーディネーターを配置し、ボランティアの派遣調整を行いました。 地域経済の活性化のきっかけづくりとして、島本商工会による地域通貨「ウォーター」の発行について助成を行いました。 地域に根ざした福祉活動を行う地区福祉委員会活動の場として、公共施設等の利用を支援しました。</p>

基本目標	取り組みの方向	関連施策等の実施状況
3 安心して暮らしていけるまちづくり	地域福祉推進の人材の確保と育成	<p>地域住民のボランティア活動への参加を促進するため、多様な講座を開催するなど、参加機会の創出に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話ボランティア養成講座・朗読ボランティア養成講座の開催 ・点訳ボランティア講座・ボランティア基礎講座の開催 ・ボランティア体験プログラムの推進 ・サマー子どもボランティア教室の開催 ・町内小中学校におけるボランティア教育の推進 <p>介護保険事業者連絡会及びケアマネジャー部会で研修会等を実施し、ケアマネジャー等の資質向上を図りました。</p>
	福祉サービスの開発支援と展開 地域のニーズに密着した	<p>介護保険事業者連絡会での事業者支援及び地域包括支援センターでのケアマネジャー支援を行うとともに、福祉施策における未実施・未整備事業等について民間事業者の参入を促進しました。</p> <p>第3期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定（平成18年3月）し、現行サービス事業者等への小規模多機能型サービスへの新規参入意向について把握することを明記しましたが、事業者の参入意向がないことから、第3期計画内での小規模多機能型サービスの実施は困難となっています。</p>
4 個人を尊重するまちづくり	人権啓発の推進	<p>女性相談窓口や人権相談窓口を開設するとともに、男女共同参画推進条例を制定しました。</p> <p>広報「しまもと」において人権週間の特集記事をはじめとする人権啓発に関する広報を進めるとともに、「人権文化センターだより」の発行や住民相互の理解を得るための「ふれあい夜店と人権文化まつり」等を開催しました。</p> <p>人権問題の理解を深めるための研修や講演会を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員対象ハラスメント研修 ・企業内人権啓発推進連絡会の総会時におけるビデオ研修 ・男女共生セミナー
	福祉教育の推進	<p>人権についての正しい理解・認識を深めるため、地域における福祉教育・学習活動を実施しました。（人権と平和のつどい、人権ふれあいバスツアー等の開催）</p>
	福祉意識の醸成・向上	<p>福祉に関する理解を深めるため、広報「しまもと」やパンフレット・リーフレット等による広報啓発活動の充実を図りました。</p> <p>障害者週間や人権週間におけるパネル展の開催、街頭キャラバン・作品展等を通じて、福祉意識の醸成・向上に努めました。</p>

基本目標	取り組みの方向	関連施策等の実施状況
5 ともに創り上げるまちづくり	ユニバーサルデザインの 視点に立った生活環境の整備	<p>住宅改造助成事業や介護保険制度による住宅改修費の支給などを通じ、高齢者や障害のある人の住宅改造・整備を助成しました。平成 15 年に建築した町営緑地公園住宅において、母子世帯等の福祉世帯については、あき家待ち抽選を実施する際にくじを 2 回引くことができるよう倍率優遇措置を講じました。</p> <p>JR 島本駅が開業するにあたって、駅前広場及び周辺の道路もバリアフリーに配慮して整備しました。</p> <p>平成 19 年度末に策定した「島本町バリアフリー」基本構想において、役場やふれあいセンター等のバリアフリー化に向けて整備すべき内容を定めました。</p> <p>島本町バリアフリー基本構想に基づき、阪急水無瀬駅において、平成 20～22 年度にかけて、エレベーターやエスカレーターの設置等のバリアフリー化工事を実施しています。（本町は本事業に対し補助金を交付）</p> <p>大阪府の福祉のまちづくり条例に定める用途の建築物等の設置について、条例で定める基準に合致するよう指導を行いました。「歩道福まち対応改修工事の整備計画」に基づき、平成 16～17 年度に歩道のバリアフリー改修工事を実施しました。</p>
	交通バリアフリー の推進	

3 . アンケート結果にみる本町の地域の生活課題・ニーズ

地域福祉計画を見直すにあたり、住民（事業所等）の地域福祉に関する意識や日頃の地域活動の実態、ニーズなどを把握するために、アンケート調査を実施し、その結果から本町の生活課題や住民のニーズなどを分析しました。

（1）住民対象

調査対象：島本町在住の18歳以上の住民1,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送による送付と回収

調査期間：平成20年11月20日～12月1日

回収率：50.3%（回答者503人）

回答者の基本属性

性別		年齢階層		年齢区分		居住年数	
男性	42.3%	18-19歳	1.4%	18-39歳	23.7%	1年未満	4.2%
女性	56.3%	20歳代	7.4%	40-64歳	47.1%	5年未満	11.3%
無回答	1.4%	30歳代	14.9%	65歳以上	29.2%	10年未満	12.7%
		40歳代	17.0%	無回答	0.0%	10年以上	71.6%
		50歳代	17.3%			無回答	0.2%
		60歳代	23.8%				
		70歳代	11.4%				
		80歳以上	6.8%				
		無回答	0.0%				

（2）事業所等対象

調査対象：地域福祉にかかわる事業所・機関52か所

調査方法：郵送による送付と回収

調査期間：平成20年12月16日～12月26日

回収率：59.6%（回答事業所31か所）

回答者の基本属性

事業種別	介護保険サービス事業所	10か所
	障害福祉サービス事業所	5か所
	病院・診療所	9か所
	歯科医院・歯科診療所	5か所
	その他	1か所
	無回答	1か所

1) 現在住んでいる地域について

現状のポイント

「自分のまち」と感じる範囲は「島本町内」が72.8%で最も多く、「自分のまち」に愛着を持っている人は全体の9割を占めています。また、愛着を感じる理由としては、「環境(土地柄)が気に入っているから」が79.6%で最も多く、次いで「親しい人、知り合いが住んでいるから」(35.2%)が続いています。

地域の住みやすさについても、愛着の高さに比例して9割の人が住みやすいと感じています。

住みやすいと感じる理由については、「駅などが近く、交通が便利である」が73.4%で最も多く、「自然が多くてまちなみが美しい」(68.8%)、「買い物など日常生活が便利である」(51.4%)が続いています。

これを地区別で見ると、第一小学校区や第三小学校区、第四小学校区では「駅などが近く、交通が便利である」、第二小学校区では「自然が多くてまちなみが美しい」が最も多くなっています。

また、第二小学校区では「駅などが近く、交通が便利である」や「買い物など日常生活が便利である」の割合は他小学校区と比べて少なくなっており、全体では、第一、三、四小学校区では日常生活の利便性の高さ、第二小学校区では自然環境の良さが住みやすいと感じる理由になっています。

住みにくいと感じる理由については、「買い物をする場所が近くにない」が53.3%で最も多く、「道路の段差が多い、歩道が少ない」(36.7%)、「見通しが悪く、車などが来ても気づきにくい場所が多い」「近くに病院がない」(ともに30.0%)が続いています。

これを地区別で見ると、第一小学校区では「道路の段差が多い、歩道が少ない」と「見通しが悪く、車などが来ても気づきにくい場所が多い」、第二、三小学校区では「買い物をする場所が近くにない」、第四小学校区では「道路の段差が多い、歩道が少ない」が最も多くなっています。

また、第二小学校区では「買い物をする場所が近くにない」の割合は他小学校区と比べて多くなっており、全体では、第一、四小学校区では道路状況の悪さ、第二、三小学校区では日常生活の利便性の低さが住みにくいと感じる理由になっています。

住みにくいと感じる理由については、回答者(住みにくいと感じている人)の4割が第二小学校区居住者となっていることを考慮に入れる必要があります。

課題

地区ごとに住みにくさの理由（地区生活課題）が違っており、特に、第二小学校区では日常生活の利便性の低さや、第一、四小学校区では道路環境の悪さが生活課題として拳がっていることから、町全体ではなく地区ごとに生活課題を把握し、その解決に向けて地域特性に応じた取り組みを進める必要があります。

2) 地域・近所とのつながりについて

現状のポイント

近所づきあいの状況については、比較的近所づきあいが親密な人（「近所の仲の良い人とよく行き来している」「会えば親しく話をする人がいる」と回答した人）が5割程度となっています。また、近所づきあいがほとんどない人については9.1%となっています。

年齢区分別で近所づきあいが親密な人の割合を見ると、18～39歳で30.2%、40～64歳で50.6%、65歳以上で63.5%となっており、若年層や新居住者で近所づきあいが希薄になっていることがわかります。

近所づきあいがほとんどない人の理由としては、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が52.2%で最も多く、「近所づきあいは煩わしいので避けている」や「ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所づきあいのほとんどないところである」が続いています。

さらに、近所づきあいがほとんどない理由について年齢区分別で見ると、18～39歳や40～64歳では「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」、65歳以上では「近所づきあいは煩わしいので避けている」が最も多くなっています。

現在の近所づきあいに対する満足度について見ると、満足している人（「満足している」「やや満足している」と回答した人）は8割程度を占めています。

また、近所づきあいが親密な場合は満足度も高くなっていますが、希薄になると満足度が低くなっており、希薄な近所づきあいを不満に思っている人がいることがわかります。

近所づきあいの中での手助けの状況について見ると、「相談ごとの相手になる」では手助けをする、してもらう人が比較的多くなっていますが、買い物や外出の支援、子どもの預かりや見守り、ひとり暮らしや留守宅の見守り、家の補修・掃除等の手伝い、病人の看病等については、手助けし合う人は少なくなっています。

今後近所で手助けして欲しい、したいことについては、ともに「病気などの緊急時の看病や医者を呼ぶなどの手助け」が最も多くなっています。

年齢区分別、家族構成別で手助けして欲しいことについて見ると、18～39歳や夫婦と子どものみの世帯（核家族）で、子どもの預かりや見守りを求める声が多くなっています。また、65歳以上のひとり暮らし世帯では、ひとり暮らしや留守宅の見守り、病人の看病等を求める声が非常に多くなっています。

年齢区分別、家族構成別で手助けできることについて見ると、18～39歳や夫婦と子どものみの世帯（核家族）で、子どもの預かりや見守りが多くなっています。また、40～64歳では病人の看病等やひとり暮らしや留守宅の見守り、65歳以上では相談事の相手が多くなっています。

地域活動やボランティア活動等の参加状況について見ると、「参加したことがない」が59.2%で最も多くなっており、「現在参加している」(20.9%)、「現在は参加していないが過去に参加したことがある」(19.3%)となっています。

また、参加している活動の内容としては、「地域の清掃・美化や地域おこし」が最も多く、「趣味や生涯学習、スポーツ指導」、「高齢者支援」「地域の祭りや伝統行事など」が続いています。

年齢区分別で見ると、18～39歳では、現在参加している人は10.1%と40歳以上を大きく下回っています。逆に、参加したことがない人は74.8%と40歳以上を大きく上回っており、若年層の地域活動やボランティア活動等への参加率が低くなっています。

地域活動やボランティア活動等に参加しない理由については、「仕事や家事・育児などで忙しいから」が30.4%で最も多く、「体力的に無理だから」(18.0%)、「どのような行事や活動があるか知らないから」(8.9%)が続いています。

また、64歳以下では「仕事や家事・育児などで忙しいから」、65歳以上では「体力的に無理だから」が最も多くなっています。さらに、18～39歳や居住年数が1年未満では「どのような行事や活動があるか知らないから」の割合が高くなっており、若年層や新居住者においては、活動に関する情報不足などが参加しない理由の上位に挙がっています。

課題

仕事等により近所と知り合う機会がないという理由により、若年層や新居住者を中心に近所づきあいの希薄化が進んでいます。しかしながら、近所づきあいが希薄な人の中には、それを不満に思っている人が多くいることから、近所と知り合う機会の提供など、近所づきあいを促進するための具体的な取り組みなどを検討する必要があります。

近所や地域における助け合いについては、活発に行われているといえる状況にはありません。ただし、若年層や核家族では子どもの預かりや見守り、ひとり暮らし高齢者では緊急時の病人の看病等についてのニーズや、手助けできることに

についても年齢区分などで特色が現れているため、手助けを求める人と手助けできる人のコーディネートなど、地域における助け合いを活性化させる具体的な取り組みなどを検討する必要があります。

近所づきあいの状況と相まって、若年層や新居住者を中心に地域活動やボランティア活動等への参加率が低くなっています。地域活動を活性化させるためには、前述のような近所づきあいや地域における助け合いなどを促進するとともに、平行して地域社会や福祉に関する住民の意識の向上を図る必要があります。

また、地域活動等に参加しない原因として、特に若年層や新居住者では活動に関する情報不足なども挙げられているため、積極的な情報発信・情報提供を進める必要があります。

特に、年齢区分や世帯構成等によって現在参加している、また今後参加したい地域活動の内容・分野が違っているため、住民のライフステージに応じた地域活動（例えば子育て支援や健康づくり、趣味や生涯学習、スポーツ指導など、現在の参加者や今後の参加希望者の年齢区分等が明確になっているもの）については、そのターゲットとなる住民に対する情報発信や活動自体の内容、進め方などについて検討する必要があります。

3) 日常生活における課題等について

現状のポイント

日常生活における不安・悩みについては、「家族の健康や介護のこと」が42.7%で最も多く、「自分の健康や介護のこと」や「地震や火事など災害のこと」が続いており、自身や家族の健康・介護のことが上位を占めています。

年齢区分別で見ると、18～39歳では育児や教育のことが40歳以上より多くなっており、40歳以上では自分や家族の健康・介護のことや災害時の対応、高齢になってからのひとり暮らしなどが多くなっています。

特に、65歳以上のひとり暮らし世帯では、医療体制（救急医療など）や災害時の対応など緊急時の対応についての不安・悩みが多くなっています。

困った時の相談先としては、「家族・親族」が80.3%で最も多く、「医師・歯科医師・薬剤師」や「友人」「役場の窓口」が続いています。一方、地域における身近な相談窓口としての機能を持つ「民生委員児童委員」や「社会福祉協議会、地区福祉委員会」を相談窓口として活用する住民は1割に達しておらず、少ない状況となっています。但し、年齢区分別で見ると、65歳以上では「民生委員児童委員」や「社会福祉協議会、地区福祉委員会」を相談先として挙げる人が64歳以下より多くなっています。

また、「相談する人がいない」については1.2%と割合は低いものの存在しています。

業務以外で利用者やその家族から生活で困っていることの相談を受けることがある事業所等は7割程度を占め、「話を聞いて、わかる範囲でアドバイスをしている」「行政や専門機関の相談窓口などを紹介している」といった対応が多くの事業所等で取られています。

健康や福祉に関する情報の入手先としては、広報「しまもと」が77.9%と圧倒的に多くなっており、「家族や友人などの口こみ」(46.5%)、「自治会の回覧板」(22.9%)が続きます。

年齢区分別でみると、広報「しまもと」や「家族や友人などの口こみ」は年齢区分に関係なく情報の入手先として上位を占めています。一方、39歳以下では「CATV」や「町のホームページなどのインターネット」、40歳以上では「自治会の回覧板」の割合が高く、年齢区分によって効果的な情報媒体が異なっていることがわかります。

課題

日常生活での悩みや不安については、自身や家族の健康・介護に関することが上位を占めています。また、特に子育て世代となる18～39歳では育児や教育のこと、ひとり暮らしの高齢者では緊急時の対応などが悩みや不安として多く挙がっています。

しかし、悩みや不安の深刻さにもよりますが、それら悩み・不安に関する相談相手としては家族・親戚や医師・歯科医師・薬剤師、友人などがほとんどを占めており、地域における身近な相談窓口となる民生委員児童委員や社会福祉協議会、地区福祉委員会などに相談する住民は少ない状態となっています。

加えて、「相談する人がいない」と回答する人が1.2%ではありますが、存在することを見逃すことはできず、そのような人への支援方策として、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地区福祉委員会、または公的機関での相談窓口などの周知啓発や充実が課題となります。

健康や福祉に関する情報の入手先としては、年齢区分などに関係なく広報「しまもと」を挙げる人が多いことから、情報媒体として大きな力を持つ広報「しまもと」の積極的かつ効果的な活用が、情報発信・情報提供を進める上で大きな鍵になります。

また、年齢区分によって効果的な情報媒体が異なっており、情報発信等のターゲットごとに媒体や提供内容などを検討する必要があります。

4) 日常生活における課題の解決、地域福祉の推進等について

現状のポイント

福祉課題解決に向けた行政と地域住民の望ましい協力・連携のあり方については、「新たな福祉課題については、行政も住民も協力して取り組むべきである」が52.1%で最も多く、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」(16.7%)、「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである」(14.1%)が続いています。

全体では、課題解決のためには地域住民の主体的な取り組みが必要と考える住民が7割程度を占めています。

事業所等が地域住民や他団体・機関等と連携・協働関係を構築する際の問題としては、「接点・交流の機会がないこと」が45.2%で最も多くなっています。

町が優先して取り組むべき福祉施策としては、「何らかの援助が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が40.8%で最も多く、「身近なところでの相談窓口の充実」(39.0%)、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」(36.0%)、「公共の場のバリアフリー化」(35.6%)、「高齢者、障害のある人、児童の福祉施設の整備」(33.2%)、「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」(31.4%)が続いています。

18～39歳では「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」、40歳以上では「何らかの援助が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が最も多くなっており、若年層では保健医療について、中高年からは高齢期にかかわる取り組みを重要視していることがわかります。

また、65歳以上のひとり暮らし世帯では「身近なところでの相談窓口」が最も多くなっており、特にひとり暮らしの高齢者が日常生活における不安等を多く抱えている状況を垣間見ることができます。

さらに、地域活動等の参加状況別でみると、現在地域活動等に参加している人では「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」が参加していない人を上回っています。

事業所等が考える地域福祉推進のための行政の役割としては、「福祉活動がしやすい地域環境の整備や施設の整備」が77.4%で最も多く、「国や府、町の健康や福祉に関する情報の提供」(71.0%)、「困ったときの相談機能の充実」(67.7%)が続いています。

課題

福祉課題解決に向けた行政と地域住民の望ましい協力・連携のあり方については、課題解決のためには地域住民の主体的な取り組みが必要と考える住民が7割

程度を占めており、今後は地域住民と行政、さらには社会福祉協議会や関係機関、団体などの役割を明確にし、効果的な取り組みを展開していかなくてはなりません。

そのためにも、地域福祉を推進するための各々の役割や協働の方策などについて、地域住民と行政、社会福祉協議会及び関係機関・団体などの合意形成を図ることが不可欠となります。

また、併せて、地域福祉計画の内容の周知・啓発を強化する必要もあります。

町が優先して取り組むべき福祉施策として上位に挙げたものについては、町全体で均一にそれら施策の充実を図ることも重要ですが、必要と考える年齢区分や世帯構成、地域など、施策のターゲットとなる集団を明確にし、効果的かつ効率的な対応が必要となります。

4 . 今後の課題

第1期計画策定時に明らかになった課題を踏まえ、アンケートの結果から見た本町の生活課題や住民のニーズ・意識、本町の地域特性や第1期計画関連施策の実施状況などから、地域福祉計画における課題（果たすべき取り組み）を整理しました。（以下、 印は第1期計画策定時の課題を継承したもの、 印は第2期計画策定時に新たに追加もしくは修正した課題となっています。）

課題1 住民の立場に立った福祉サービスの適切な提供

地域で課題を抱える人の発見・把握方法の確立・強化
いつでもどこでも専門的な相談に対応できる総合相談体制の整備・充実
身近で気軽に相談できる体制、緊急時の相談体制の整備・充実
あらゆる相談窓口に関する周知の徹底
適切な福祉サービスの選択・利用をめざした、積極的かつ効果的な福祉サービスに関する情報発信・情報提供
多分野にわたるサービスを総合的に提供できるケアマネジメント体制の整備・充実
サービス利用者の権利擁護と利用支援のしくみづくり
適切なサービスの提供と利用に向けたサービスの質の確保・向上及びその評価体制の整備・充実
苦情解決のしくみづくり

課題2 住民主体の地域福祉活動のしくみづくり

地域住民の福祉や地域に対する意識・関心の向上
自治会等の地域組織・団体を核にした近所づきあい・地域住民同士の交流の促進
地域内でのきめ細かな小地域ネットワーク活動の推進と自治会などとの連携（ネットワークのしくみづくり）
住民主体の地域福祉活動への積極的な支援
地域における活動組織・団体間の連携強化と交流促進
地域住民による助け合い・支え合いのためのコーディネート機能の確立・充実
ボランティアなど地域福祉活動の担い手の発掘・育成のしくみづくり
地域における福祉活動等についての積極的かつ効果的な情報発信・情報提供

課題3 地域福祉推進のための体制づくり

地域福祉に取り組む各主体の役割分担と協力体制の確立・強化
地域福祉推進の核となる社会福祉協議会及び地区福祉委員会の機能の強化
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進
行政職員一人ひとりの福祉や地域に関する意識や資質の向上
支援が必要な人に対する緊急時・災害時の支援体制の強化

課題4 計画の進行管理・評価方法

計画の進捗管理組織の充実・強化
計画に対する効果的な評価のしくみ・体制づくり
地域住民をはじめ地域福祉に取り組む各主体に対する地域福祉計画の周知徹底及び進捗状況等の積極的な情報発信・情報提供
地域住民をはじめ地域福祉に取り組む各主体からのあらゆる声を行政がキャッチするためのしくみづくり
行政内部における情報共有・連携体制の構築・充実

全体的な課題

地域福祉等についての積極的かつ効果的な情報発信・情報提供
地域住民同士や地域福祉に取り組む各主体間など地域におけるあらゆるレベルでの連携・交流の促進
地域ごとの生活課題の把握と、その解決に向けて地域特性（地域内での活動状況や地域資源等）に応じた取り組みの推進

第2節 計画の基本理念と基本目標

1. 本町の将来都市像

第3次島本町総合計画におけるまちづくりの基本構想では、本町の将来像を「自然と調和した個性と活力ある人間尊重のまち」とし、「いきいき・ふれあい・やさしい島本」を合言葉にまちづくりを進めています。

また、このような将来像を踏まえ、まちづくりの基本方向として、次の6つの柱を立て、住民と協働したまちの基盤づくりに取り組んでいます。

【まちづくりの基本方針】

1. 平和と基本的人権尊重のまちづくり（人権尊重）
2. 歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり
（自然環境の保全と都市環境の整備）
3. 住民参加と時代の変化に対応したまちづくり（自律・創造・協働）
4. 安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり
（まちの基盤整備）
5. 少子・高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり
（保健・医療・福祉）
6. 生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり（教育・生涯学習）

地域福祉計画は、本町の将来像を実現するための一翼を担うものであり、上記まちづくりの基本方針に沿って、地域住民、地域社会、企業、関係機関・団体などが協働し、本町の地域福祉の向上をめざして推進していくための基本理念や基本目標、取り組みの方向などを示すものです。

2 . 計画の基本理念

本町の将来像である「自然と調和した個性と活力ある人間尊重のまち ~いきいき・ふれあい・やさしい島本~」の実現をめざし、本計画においては、第1期計画で設定した以下の基本理念を継承します。

【基本理念】

人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり

『人びとの個性輝く』という表現には、障害の有無、性別や年齢、生活状況などに関係なく、それぞれの個性を尊重することを前提に、その人の持つ能力や経験を最大限に生かし、一人ひとりがいきいきと暮らしていけるまちづくりを進めるという思いを込めています。

また、『ふれあい豊かなやさしい地域づくり』には、各々の個性を最大限生かしながら、地域や近隣とふれあい、他の人の問題も自分の問題としてとらえ、互いに助け合い、連携・協力する関係を築くまちづくりを進めるという思いを込めています。

この基本理念を前提に、住民が互いの個性を尊重し合いながら、ふれあい、地域の多様な生活課題に気づき、その解決に向けて地域全体が一体となって取り組んでいけるまちづくりを引き続きめざしていきます。

3 . 計画の基本目標

この計画の基本理念である「人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり」を引き続きめざしていくため、第1期計画で設定した基本目標を踏まえ、その達成に向け各種施策に取り組んでいきます。

【基本目標】

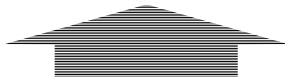
- 1 . いきいきと暮らしていけるまちづくり
- 2 . 支え合うまちづくり
- 3 . 安全で安心して暮らしていけるまちづくり
- 4 . 個人を尊重するまちづくり

第4章 地域福祉の推進方策

第1節 施策の体系

本計画の基本理念の実現に向け、その基本目標と施策の方向性を体系化すると、次のようになります。

基本理念
人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり



基本目標	目標達成に向けた施策の方向
1. いきいきと暮らしていけるまちづくり	1) <u>地域における生活課題やニーズの発見・把握のための相談支援体制の強化</u> 2) 支援が必要な人への総合的なサービス提供のための体制強化 3) 福祉サービスに関する積極的・効果的な情報提供 4) 福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護
2. 支え合うまちづくり	1) <u>地域における交流と連携の促進</u> 2) 小地域ネットワーク活動の推進 3) 地域における福祉活動等への積極的な支援
3. 安全で安心して暮らしていけるまちづくり	1) <u>地域での緊急時・災害時の援助・救援体制の強化</u> 2) 地域における福祉活動等の担い手の確保と育成 3) 住みやすい生活環境の整備（バリアフリーやユニバーサルデザインの推進）
4. 個人を尊重するまちづくり	1) 人権啓発の推進 2) 福祉教育の推進 3) 福祉や地域に対する意識の醸成・向上

また、目標達成に向けた施策の方向について、本町において地域福祉を推進するにあたって、先導的な役割を果たすものや重要性の高いものを「重点的な施策の方向」と位置づけ、その推進に努めます。（上記「施策の方向性」で太字・下線表示のもの）

さらに、横断的な取り組みとして、「積極的かつ効果的な情報発信・情報提供」についても、上記「施策の方向性」同様、「重点的な施策の方向」に位置づけます。

第2節 施策の展開

基本目標1 いきいきと暮らしていけるまちづくり

1) 地域における生活課題やニーズの発見・把握のための相談支援体制の強化

【施策の方向】

多様化・複雑化する地域住民の生活課題や悩み・不安やニーズを把握し、適切かつ柔軟に対応することができるよう、住民が身近なところで気軽に相談できる体制や緊急時に相談できる体制の整備を進めるとともに、役場での相談支援体制の充実を図ります。

【主な施策内容】

身近な福祉総合相談窓口の整備

身近な地域での福祉に関する総合的な相談に対応する窓口の整備・充実に取り組むとともに、各種事業やイベントなどの機会を活用するなどの方法で、課題・ニーズの把握や相談支援などを展開します。（アウトリーチ型の相談）

身近な地域における相談・支援活動等の充実

民生委員児童委員、地区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカーなどが自治会等の地域組織と連携し、小地域ネットワークとして相談支援活動や見守り活動を行いながら、地域における福祉ニーズを把握するための体制づくりを進めます。また、これらの地域の関係者が、専門機関と連携し、福祉ニーズを持つ人を適切な福祉サービスに結びつけることができるよう支援します。

緊急時の相談体制の整備

関係機関・団体やサービス事業者等と連携し、緊急時対応の相談窓口等の整備を促進します。

役場窓口での相談支援体制の充実

専門職の配置や窓口における職員の意識の向上、相談窓口のワンストップ化などを通じて、利用満足度の高い相談窓口づくりを進めます。

相談窓口の周知徹底

相談窓口については、広報「しまもと」やホームページ等あらゆる情報媒体や機会を活用して、積極的かつ効果的な広報活動を行います。

2) 支援が必要な人への総合的なサービス提供のための体制強化

【施策の方向】

支援が必要な人の状況やニーズに応じたサービスが適切に提供できるよう、保健・医療・福祉の連携のもと可能な限り制度間の壁を除去し、必要なサービスが一体的に提供される体制を整備します。

【主な施策内容】

地域におけるケアマネジメント体制の整備

地域住民の生活課題等の解決に向けて、保健・医療・福祉の関係機関やサービス提供事業者、地域組織・団体等との連携を強化し、フォーマルサービスからインフォーマルサービスまで多岐にわたるサービスにつなぐことができる総合的かつ継続的なケアマネジメント体制の整備・充実を進めます。

役場組織の連携体制の確立

複雑化・多様化する福祉ニーズに即対応できるよう保健・医療・福祉・教育など庁内の関係各課が連携し、分野にとらわれることなく、地域住民の生活課題の解決に努めます。

3) 福祉サービスに関する積極的・効果的な情報提供

【施策の方向】

住民の誰もが適切な福祉サービスを選択・利用できるよう、多様な手段・方法や機会を活用した情報発信・情報提供を積極的かつ効果的に進めるとともに、住民自身が情報を集め選択する力を高めるための支援を行います。

【主な施策内容】

広報紙を活用した情報提供の推進

住民にとって身近な情報源であり、情報媒体としても大きな力を持つ広報「しまもと」について、その活用手法や内容等を含めて、福祉サービス等に関して、誰もがわかりやすい情報提供を推進します。

保健・医療・福祉に関する情報提供の推進

保健・福祉サービスのあらましを紹介する冊子の発行や各種制度・サービスについてのパンフレット等を整備するとともに、あらゆる機会を活用し、地域組織・団体等と連携して福祉サービス等に関する情報提供を行います。

庁内関係各課や関係機関等が連携した保健・医療・福祉に関する情報提供の調整

庁内の保健・医療・福祉の担当者や関係機関等による連携を強化し、保健・医療・福祉分野の情報の一元化を進めることで、常に情報内容の充実を図ります。

インターネットやケーブルテレビ等を活用した情報提供の推進

必要とする情報を住民が適宜入手しやすいように、インターネットやケーブルテレビ等を有効活用した情報提供を推進します。

効果的・効率的な情報発信・情報提供の推進

広報「しまもと」やインターネット、ケーブルテレビ等様々な情報媒体を活用するにあたっては、情報を受ける人や情報を求めている人の視点に立った情報発信・情報提供に努めます。（概要版と詳細版に分割した情報提供、情報媒体にアクセスしやすい環境づくりなど）

また、情報発信のターゲットを明確にできる場合は、ターゲットに対応した手段・方法や機会を有効活用した情報発信に努めます。

情報バリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人、外国人等で情報をうまく得られない人に対し、適切な情報入手が可能となるように、情報提供のバリアフリー化を推進します。（音声・点字による情報提供、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣、外国語によるパンフレット等の整備、視覚障害者に配慮した郵便物の郵送など）

サービス事業者に対する情報公開の働きかけ

福祉サービス提供事業者に対し、WAM-NET（ワムネット）や自社ホームページによる情報提供を促すとともに、パンフレット等の整備を働きかけます。

高齢者や障害のある人等に対するIT（インターネット）講座などの実施

高齢者や障害のある人などがインターネットなどのIT技術を活用して、必要な情報を自らが入手することができるよう、技術的な支援をします。

4) 福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護

【施策の方向】

利用者が事業者と対等な立場でサービスを主体的に選択・契約できるよう、苦情解決や利用支援などの権利擁護体制を推進するとともに、事業者の評価制度の導入などサービスの質の向上を図ります。

【主な施策内容】

利用者の苦情解決に対するしくみづくり

住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、利用に際して、不利益な扱いを受けた場合の苦情解決のしくみを充実します。(事業者による苦情相談窓口の設置、大阪府などにおける既設の苦情相談窓口の利用案内など)

事業者の第三者評価・自己評価制度の実施への働きかけ

サービス提供事業者が、サービスの質を高め、住民に良質かつ適正なサービスを提供する一方で、利用者が適切にサービスを選択できるよう、引き続き、事業者第三者評価と自己評価の実施を働きかけます。

判断能力に不安のある人に対する福祉サービスの利用支援の推進

認知症高齢者や知的・精神障害などで判断能力に不安のある住民が、適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるよう、日常生活自立支援事業・成年後見制度の周知・普及に努めるとともに、それらの利用支援に努めます。

基本目標 2 支え合うまちづくり

1) 地域における交流と連携の促進

【施策の方向】

地域福祉活動を効果的に進めるため、地域住民一人ひとりはもちろん、地域福祉に取り組む様々な主体間の交流を促進するとともに、連携を強化することで、地域における福祉活動のネットワークを構築します。

【主な施策内容】

地域組織等を核にした地域のつながりの強化

自治会や年長者クラブ、婦人協会、子ども会など地域組織の活動を支援するとともに、それらの活動を通じ、様々な世代の地域住民の交流を促進し、地域のつながりの強化を図ります。

地区福祉委員会を核とした地域プラットフォームの設置及び有効活用

地域住民が集まって情報交換や意見発表のできる場（プラットフォーム）を設置し、地域の課題に気づき・発見するきっかけづくりとするとともに、地域の課題解決に向けた協働への取り組みにつなげます。

地域における地域福祉に取り組む様々な主体間の連携強化

地域単位で活動する組織、団体、福祉関係者など地域における福祉の担い手間の定期的な交流や情報交換・情報共有等を促進し、連携を強化します。

2) 小地域ネットワーク活動の推進

【施策の方向】

地域福祉活動の一層の活性化を図るため、島本町社会福祉協議会との連携を強化するとともに、住民主体の地域ネットワークによる日常的な取り組みへの支援、特に小地域ネットワーク活動や民生委員児童委員活動を基盤とした地域福祉活動の拡充を図ります。

【主な施策内容】

島本町社会福祉協議会の機能の強化

地域福祉の一層の推進を図るため、本町における地域福祉推進の核である島本町社会福祉協議会の機能が十分発揮されるよう連携体制の強化を図ります。

地域で重層的に支え合うセーフティネットの構築

小地域での重層的な福祉活動区を設定し、地区福祉委員会を中心に地域組織・団体や民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等が連携して地域の課題を共有し自立的に解決できるよう、「小地域ネットワーク活動」を推進します。

また、保健・医療・福祉の関係機関、地域を構成する多様な人や団体が地域活動に参画し相互支援体制を確立するよう働きかけます。

地域住民による見守り・助け合い活動の推進

近隣での支え合いを強化・推進するため、自治会・班単位での支え合いや見守り・助け合い活動を働きかけます。また、ひとり暮らし高齢者や支援が必要な方を地域で孤立させないように、民生委員児童委員及び地区福祉委員が、他の見守り活動と連携しながら、支援を必要とする人を早期に発見し対応するための活動を行うよう働きかけます。

個人情報（プライバシー）の保護

地域全体で情報を共有し、連携して支援することが必要ですが、当然のことながら、情報共有に際しては個人情報の守秘義務が前提となります。そのため、引き続き、関係者に対する研修を通じて、個人情報の保護に努めるよう徹底します。

また、地域福祉における個人情報の活用方法などを検討し、それらの情報が有効に活用される体制づくりに努めます。

民生委員児童委員活動等に関する広報、研修活動の推進

民生委員児童委員、地区福祉委員の役割や活動内容については、広報「しまもと」やホームページ等あらゆる情報媒体や機会を活用し、積極的かつ効果的な広報活動を行い、その周知を徹底します。

また、福祉等に関する情報提供や講座・研修会等を通じて、地域の身近な相談窓口や地域住民と福祉サービス・制度等とのつなぎ役としての役割を担う民生委員児童委員等との連携を図ります。

地域での見守り機能の拡充

地域に密着した事業者(配食サービス業者)などを地域での新たな「見守り役」として位置づけ、民生委員児童委員、地区福祉委員等との連携のもと、地域の見守り機能の強化・拡充を図ります。

3) 地域における福祉活動等への積極的な支援

【施策の方向】

島本町社会福祉協議会内のボランティアセンターとの連携を図り、地域住民によるボランティア活動などの地域における福祉活動を支援するとともに、住民の活動拠点の場を確保し、地域における福祉活動等を推進します。

【主な施策内容】

ボランティアセンターの機能の強化

ボランティアセンターが主体となり、ボランティア活動など住民による福祉活動を幅広く支援する体制を推進します。また、住民に対する啓発を行うとともに、ボランティアセンターの情報を一元化し、窓口等を活用した情報提供を推進します。

ボランティア団体等の設立に対する支援の推進

地域住民が福祉活動団体の組織化の際、必要な支援を推進します。

ボランティア登録の促進とコーディネート機能の充実

ボランティア活動に意欲のある住民や団体のボランティア活動への参加を促進し、登録者とボランティアを必要とする人等とのコーディネート機能を充実することで、地域における助け合いを促進します。

既存施設を有効活用した活動の場の確保

住民による地域福祉活動の拠点確保のため、公民館、学校施設、地域集会所等の既存施設の有効活用を促進します。

基本目標 3 安全で安心して暮らしていけるまちづくり

1) 地域での緊急時・災害時の援助・救援体制の強化

【施策の方向】

緊急時の対応などに不安を抱く人が多い中、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などが、急病や事故などの緊急事態に遭遇しても、早期の対応が図れるよう、緊急通報システムや相談窓口等の整備を進めるとともに、地域住民による見守り活動を推進します。

また、災害時の被害を最小限に抑えるため、自治会での自主防災活動の促進を支援するとともに、支援が必要な人への対応を迅速に行えるよう、個人情報に配慮しつつ、支援が必要な人に関する情報の共有を図り、効果的に活動できるよう体制整備します。

【主な施策内容】

緊急通報システムを活用した見守り活動の推進

支援が必要な人の急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な支援を行うため、緊急通報システムを活用しながら、地域住民による見守り活動を推進します。

緊急時の相談体制の整備

関係機関・団体やサービス事業者等と連携し、緊急時対応の相談窓口等の整備を促進します。

災害に備えた体制の整備

災害発生時の被害を最小限にとどめられるよう、自治会の自主防災会など地域の自主防災組織を支援し、その活動を推進するとともに、災害ボランティアセンターを通じて、災害ボランティアの確保・育成等を促進します。

災害時要援護者に対する支援体制の整備

「島本町重度障害者等の安否確認実施要綱」に基づき、事前に町に登録してもらうことにより、安否確認を迅速に行い、安全な避難と適切な支援が行えるよう事業の周知とともに、登録が必要な人の把握に努めます。また、地域の自主防災組織等と連携した避難誘導體制の確立にも努めます。

2) 地域における福祉活動等の担い手の確保と育成

【施策の方向】

地域における福祉活動等を進めていく中で、関係機関・団体等と連携しつつ、それらの活動を担っていく人材・組織等を発掘・確保・育成していきます。また、福祉に従事する専門職の資質の向上を促進します。

【主な施策内容】

担い手の発掘・確保・育成

地域住民のボランティア活動への参加を働きかけるため、初心者から上級者まで様々な段階の人に対応しうる講座や研修会を実施することで、参加機会を創出します。また、講座等の修了者が地域福祉の担い手として活躍できるよう、ボランティア団体等への登録の働きかけや地域福祉活動等に関する情報提供などの支援を進めます。

さらに、地域福祉活動に取り組む様々な主体と、地域の人材・組織に関する情報交換を定期的に進め、全町及び各地域における担い手の把握に努めます。

福祉業務従事者の資質の向上

福祉サービス事業者を対象とする研修会の開催等を通じて、福祉専門職の資質の向上を図れるよう働きかけます。

3) 住みやすい生活環境の整備

【施策の方向】

地域において、住民の誰もが安全かつ快適に暮らし、積極的に社会活動に参加・参画できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った、人にやさしいまちづくりを推進します。

【主な施策内容】

住環境の整備の促進

重度身体障害者や要支援・要介護高齢者の在宅での自立生活の維持・向上や介護者の介護負担の軽減を図るため、住宅の改修・整備を促進します。また、障害者・高齢者等に配慮した公営住宅の整備を促進します。

公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

「島本町バリアフリー基本構想」や大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数が利用する公共施設及び民間施設の建設・整備の際のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進し、すべての人に安心して安全に利用できる施設の普及を図ります。

道路・歩道等の段差解消の推進

車椅子での安全な移動を図るため、道路や歩道等の段差を解消し、地域住民が安心して移動できる道路整備を推進します。

基本目標 4 個人を尊重するまちづくり

1) 人権啓発の推進

【施策の方向】

様々な人権問題解決のための住民交流の拠点である人権文化センターを主体に、人権相談・就労支援相談等生活上の相談をはじめ、社会福祉等に関する総合的な事業及び同和問題などあらゆる人権問題に関する理解を深める啓発活動の充実を図ります。

【主な施策内容】

福祉・人権にかかわる各種関係機関・団体と連携した事業の充実

福祉・人権にかかわる各種機関・団体等と連携を図りながら、人権相談や就労支援相談をはじめとした生活相談業務、また自立支援のための継続的な相談援助事業及び人権文化センターを拠点とする周辺地域住民を対象とした健康相談業務の充実を図ります。

人権啓発事業の充実

「人権文化センターだより」及び各事業の啓発チラシ等を引き続き発行するとともに、内容の充実を図ります。また、住民相互の理解を得るため、「ふれあい夜店と人権文化まつり」及び「地域啓発交流事業」を実施します。さらに人権文化センター広場をレクリエーションの場として積極的に開放していきます。

人権啓発に関する各種講演・研修会等の充実

同和問題をはじめ人権問題の理解を深めるための講演・研修会の充実や、住民の文化教養を高めるための各種教室の充実を図ります。

2) 福祉教育の推進

【施策の方向】

地域や学校、生涯学習など多様な場での福祉教育・学習活動を一層促進し、地域の誰もが地域福祉活動に参加・参画できる環境を整備するとともに、地域の関係機関が連携し、偏見・差別のないふれあい豊かなやさしい地域づくりをめざします。

【主な施策内容】

地域や家庭での福祉教育・学習活動の推進

すべての住民の自立や社会参加を妨げることのないよう、人権についての正しい理解・認識を深める教育を一層推進します。また、ボランティア団体や、サービス提供事業者等の協力のもと、地域での福祉に関する学習機会の充実を図ります。

保育所や幼稚園、小中学校での福祉教育・学習活動の推進

次代を担う子どもたちが、地域福祉を知り、活動に参加していくためにも、保育所や幼稚園、小中学校における福祉教育や体験学習などを推進します。

3) 福祉意識の醸成・向上

【施策の方向】

地域福祉の推進に向けて、地域住民一人ひとりが、相互に理解しあい、福祉課題の解決に向けて主体的にかかわることができるよう、福祉や地域に対する意識の醸成・向上をめざし、福祉に関する意識啓発や学習を進めるための啓発活動、情報提供などの取り組みを充実します。

また、町職員については、地域福祉に関する意識の醸成・向上を図るとともに、協働による地域福祉の推進を担える人材の育成と活用に努めます。

【主な施策内容】

地域や福祉に関する積極的な広報・啓発の推進

自分の住んでいる地域や福祉、ボランティア等に対する理解を深めるため、広報紙やパンフレット・リーフレット等による広報啓発活動の充実を図るとともに、生涯学習などを通じ、地域住民が地域福祉等を知る・学ぶ機会を提供します。

地域や福祉に関する積極的かつ効果的な情報発信・情報提供

広報「しまもと」やインターネット、ケーブルテレビ等様々な情報媒体や、各種事業やイベントなどの機会を有効活用し、地域や福祉に関する情報発信・情報提供を進めます。

第3節 計画の推進及び進捗管理・評価

1. 計画の推進

1) 市内推進体制の整備・強化

本計画に含まれる分野は、高齢者や障害者、子どもや子育て世代などにかかわる施策など、保健・医療・福祉分野のみならず教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活に関連する多岐の分野となります。

このため、民生部が中心となり、年度ごとに計画の進捗状況を把握するとともに、地域福祉に関する問題点などをあらゆる庁内部局が共有したうえで、関係する施策の見直しや充実を図るために、市内における横断的かつ機動的な推進体制の構築を図ります。

また、高齢者や障害者、子どもや子育て世代などにかかわる個別計画の推進や見直しにあたっては、本計画との整合性を確保しつつ、個別計画で示された施策を推進していきます。

2) 地域住民や関係機関・団体等との連携

本計画を推進していくためには、当事者団体をはじめ、自治会や年長者クラブ等の地域組織、ボランティア団体、NPO、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。

今後も、それら地域福祉に取り組む様々な主体との連携強化を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、地域住民一人ひとりや地域福祉に取り組む様々な主体からの意見、提案などのあらゆる「声」を受信するとともに、計画の進捗状況などを発信できる双方向型のしくみづくりも併せて進めます。

3) 大阪府や国との連携の強化

本計画の推進にあたって、その実効性を高めるためには、住民の生活基盤にかかわる年金、医療、福祉、雇用、生涯学習、住宅等の関連施策が安定的かつ総合的に展開される必要があります。このため、町が住民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健及び福祉をはじめ、様々な制度の改革と充実に努めるよう、国や大阪府に対し、積極的に提言や要望を行っていきます。

また、本町単独では解決が困難な問題や、広域的な対応が必要となる問題などについて、大阪府や国との連携を強化することで、その解決に努めます。

2 . 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、「島本町住民福祉審議会」において、計画の進捗状況などの確認をはじめ、計画の効果的な評価のしくみや計画の推進方策、新たに生じた課題などについても検討を進めます。また、計画の成果についての評価・検証などを行います。

なお、計画の進捗状況については、評価の客観性を確保するとともに、評価・検証結果を広く住民に公表し、進行管理の透明性に努めます。

参考資料

1. 平成 20 年度島本町住民福祉審議会開催経過

第 1 回 島本町住民福祉審議会（全体会）

とき 平成 20 年 10 月 15 日（水）

案件 島本町住民福祉審議会の会長等の選出について
第 2 期島本町地域福祉計画の策定について
第 4 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
審議会の進め方について
その他

第 2 回 島本町住民福祉審議会（部会）

とき 平成 20 年 12 月 8 日（月）

案件 島本町地域福祉に関するアンケート調査について
第 2 期島本町地域福祉計画の骨子案について
その他

第 3 回 島本町住民福祉審議会（部会）

とき 平成 21 年 1 月 9 日（金）

案件 島本町地域福祉に関するアンケート調査結果報告書について
その他

第 4 回 島本町住民福祉審議会（部会）

とき 平成 21 年 1 月 26 日（月）

案件 第 2 期島本町地域福祉計画（素案）について
その他

第 5 回 島本町住民福祉審議会（全体会）

とき 平成 21 年 2 月 9 日（月）

案件 第 2 期島本町地域福祉計画の策定について
第 4 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
健康しまもと 21 の進捗状況について
島本町母子家庭等自立促進計画の進捗状況について
島本町子育て支援プランの進捗状況について
子育てに関するニーズ調査票について
その他

第 6 回 島本町住民福祉審議会（全体会）

とき 平成 21 年 3 月 16 日（月）

案件 第 2 期島本町地域福祉計画の策定について
第 4 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
その他

2 . 島本町住民福祉審議会設置条例

1) 島本町住民福祉審議会設置条例

昭和61年3月31日

条例第5号

注 平成12年3月30日条例第16号から条文注記入る。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき島本町住民福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、住民福祉に関する事項について調査審議し、意見を具申するものとする。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず住民福祉に関し、必要に応じて、町長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、町長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は、町長が委嘱し、その任期は前項の特別の事項について審議を終了したときをもつて終わるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の定足数は、委員及び議事に関係する臨時委員の2分の1以上とする。

3 審議会は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、民生部において処理する。

(平12条例16・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月27日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成3年11月11日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2) 島本町住民福祉審議会委員名簿

氏名	所属	備考
明石 隆行	種智院大学人文学部社会福祉学科 教授	
井上 雅彦	社団法人高槻市歯科医師会 会員	
今井 良尚	島本町年長者クラブ連合会 顧問	
上田 文子	島本婦人協会 副会長	
大路 泰子	島本町身体障害者福祉協会 会長代行	
加藤 丸枝	島本町社会教育委員会議 議長	
木村 和成	摂南大学法学部 専任講師	
栗山 隆信	社団法人高槻市医師会 副会長	
櫻井 富男	金光大阪中学校高等学校 教諭	
武 満	大阪府茨木保健所 次長	
中村 民子	島本町民生委員児童委員協議会 生活福祉部会部長	
難波 孝朗	難波孝朗税理士事務所	
西崎 真	社会福祉法人島本町社会福祉協議会 理事	
延原 正海	社会福祉法人大阪水上隣保館 理事	
松本 雅夫	島本町地域人権協会 会長	
八木 靖彦	摂津市 元収入役	
山根 敬三	摂南大学経営情報学部 教授	
外村 敏一	第2期地域福祉計画 担当 臨時委員	
磯崎 熙	第4期保健福祉計画及び介護保険事業計画 担当 臨時委員	

3 . 諮問・答申

(諮 問 書)

島 民 福 第 3 0 6 5 号

平 成 2 1 年 3 月 1 6 日

島本町住民福祉審議会

会 長 山 根 敬 三 様

島本町長 川口 裕

第 2 期島本町地域福祉計画（案）について（諮問）

第 2 期島本町地域福祉計画を策定するにあたり、別添の第 2 期島本町地域福祉計画（案）について、島本町住民福祉審議会条例第 2 条第 1 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(答 申 書)

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

島本町長 川 口 裕 様

島本町住民福祉審議会
会長 山 根 敬 三

第 2 期島本町地域福祉計画（案）について

平成 2 1 年 3 月 1 6 日付けで貴職より諮問のありました標記について、次のとおり答申します。

記

第 2 期島本町地域福祉計画（案）については、概ね妥当と認めます。

なお、特に次の意見に留意され、平成 2 1 年度の計画年当初から円滑な事業実施が図られるよう努められたい。

（意見）

- 1．地域福祉の推進にあたっては、個人の人権を尊重し、誰もが安全で安心して地域生活が送れるよう努められたい。
また、個人情報保護に万全を期されたい。
- 2．島本町社会福祉協議会と連携し、地域住民の意向を十分反映させ、地域住民の立場に立った、公平・公正・中立な地域福祉の推進に努められたい。
- 3．地域住民による小地域ネットワークの推進及び保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、相互支援体制を充実されたい。
- 4．地域住民の福祉に携わる関係者の資質の向上に努められ、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確立に努められたい。
- 5．本計画を着実に実行するため、常に事業の進捗状況を把握するとともにその情報を広く住民や関係者に公表されたい。
- 6．地域福祉の推進にあたっては、自治体としての責任と権限において、町としての役割を十分果たすよう努められたい。
- 7．本計画以外に予期せぬ対策が求められた時は、適切・迅速な対応策を講じられたい。

4 . 社会福祉法等関係法令等

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条（平成15年4月1日施行）

市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するため基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

5 . 用語解説

あ行

アウトリーチ型の相談

窓口などで相談に来るのを待つという受身の姿勢ではなく、地域などに出向いて課題の把握・相談・解決を行うこと。

インフォーマルサービス

非公式的などという意味で、インフォーマルサービスという場合は、個人を取り巻く家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等による支援の総称。情緒的・精神的支援から助言や情報提供、物や金銭の提供、介護や家事援助など具体的な支援までを含む。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして大きな期待が寄せられている。平成 10 年 12 月 1 日には、社会貢献活動を行う団体に法人格を付与する特定非営利団体活動促進法が施行された。

か行

介護保険（介護保険制度）

高齢者の寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）、常に介護が必要ではないが家事や身支度等の日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になったとき、状況に応じて 1 割の自己負担で介護サービスが受けられる社会保険方式の制度。

ケアマネジメント

地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労など幅広いニーズと、様々な地域資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには地域資源の改善及び開発を推進する援助方法。

ケアマネジャー

介護保険制度において、要介護・要支援と認定された人に必要な介護サービスが提供されるように介護サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づくサービス提供事業者との連絡調整及びサービス提供の管理等を行う専門員。（介護支援専門員）

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

高齢化率

高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合。

コーホート要因法

ある年齢層のかたまり（コーホート）ごとに、すでに生存している人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については将来の出生率を用いて将来の出生数を計算し、その生存数を求める方法。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

コミュニティソーシャルワーカー

地域に基盤を置いた、住民に身近な福祉の総合相談員。相談者のニーズをワンストップで受け止め、課題を分析し、必要な資源につなぐ。年齢や障害の有無にかかわらず、すべての福祉課題を抱えた地域住民を対象とし、家族支援や、いわゆる「制度の狭間」といわれるようなケースについても、地域住民や関係機関と連携・協働しながら支援を行う。

さ行

社会福祉協議会

住民の福祉向上を目的として、地域住民、公私の福祉関係機関・団体により構成された社会福祉法にもとづく民間福祉団体であり、調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材開発・研修、事業の企画・実施を行う社会福祉法人である。

生涯学習

それぞれのライフステージで自らの生活や職業能力の向上・充実にめざして、各人が自発的意志に基づき、また必要に応じて適した手段・方法を選び、生涯を通じて続けていく学習。

小地域ネットワーク

おおむね小学校区を基本とする小地域を単位として要援護者一人ひとりを対象に、保健、医療、福祉の関係者と住民が協働して進める、見守り・援助活動で、ひとり暮らしや寝たきりの高齢世帯等すべてが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による助けあい活動を展開し、合わせて地域における福祉の啓発とすみよい福祉のまちづくりをすすめること。

セーフティネット

高齢者や障害のある人などが地域で孤立しないように配食サービス等による安否確認や声かけ運動など、地域全体で支え合う運動や事業を行ったり関係機関との連携を図ったりすること。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な人の法律行為（契約締結や財

産相続など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行ったり、誤った判断や同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されている。

な行

日常生活自立支援事業

旧地域福祉権利擁護事業のこと。福祉サービス利用者や日常的な金銭管理に関して、判断能力不十分な人の自己決定を支援する制度。福祉サービスの利用等については自己の判断で適切に行うことが困難であり、かつ援助の契約内容については認識し得る能力をもつ人が対象。都道府県社会福祉協議会や、事業の一部を委託された市町村社会福祉協議会が実施主体となり、福祉サービスの利用手続き、福祉サービスの利用料支払い、苦情解決制度の利用を援助する。

認知症高齢者

従来「痴呆性高齢者」のこと。平成16年12月に厚生労働省により「痴呆」から「認知症」に行政用語改正。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は行

パートナーシップ

提携、協力関係のこと。行政と地域住民、民間の福祉団体やボランティア、地域組織・団体など地域を構成する人々が役割分担をしながら協力し合うこと。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

フォーマルサービス

国や都道府県、市町村などが提供する公的なサービスのこと。

プラットフォーム

「電車のプラットフォームのように、そこを経由すると目的地に行ける」、「みんなが乗る台、舞台」を意味し、様々な団体や個人が個性を活かしながら連携して問題を解決するしくみ。

ま行

民生委員児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により、厚生大臣が委嘱する。民生委員は無報酬とされ、任期は3年である。市町村区域内において担当区域又は事項を定め、(1)常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと、(2)保護を要する者を適切に保護指導すること、(3)社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、(4)福祉事業所その他の関係行政機関の業務に協力することなどを職務とする。民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

わ行

WAM-NET（ワムネット）

行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療関連の情報を提供するための総合的な情報ネットワークシステムのこと。

ワンストップ

「1か所または1回で」という意味を持つ。窓口で関連する手続きや各種サービスを同時に完了できるようにすること。

第 2 期島本町地域福祉計画

平成 21 年 3 月

発行 大阪府島本町民生部

〒618 - 8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL 075 - 961 - 5151

FAX 075 - 962 - 5652
